

569-182



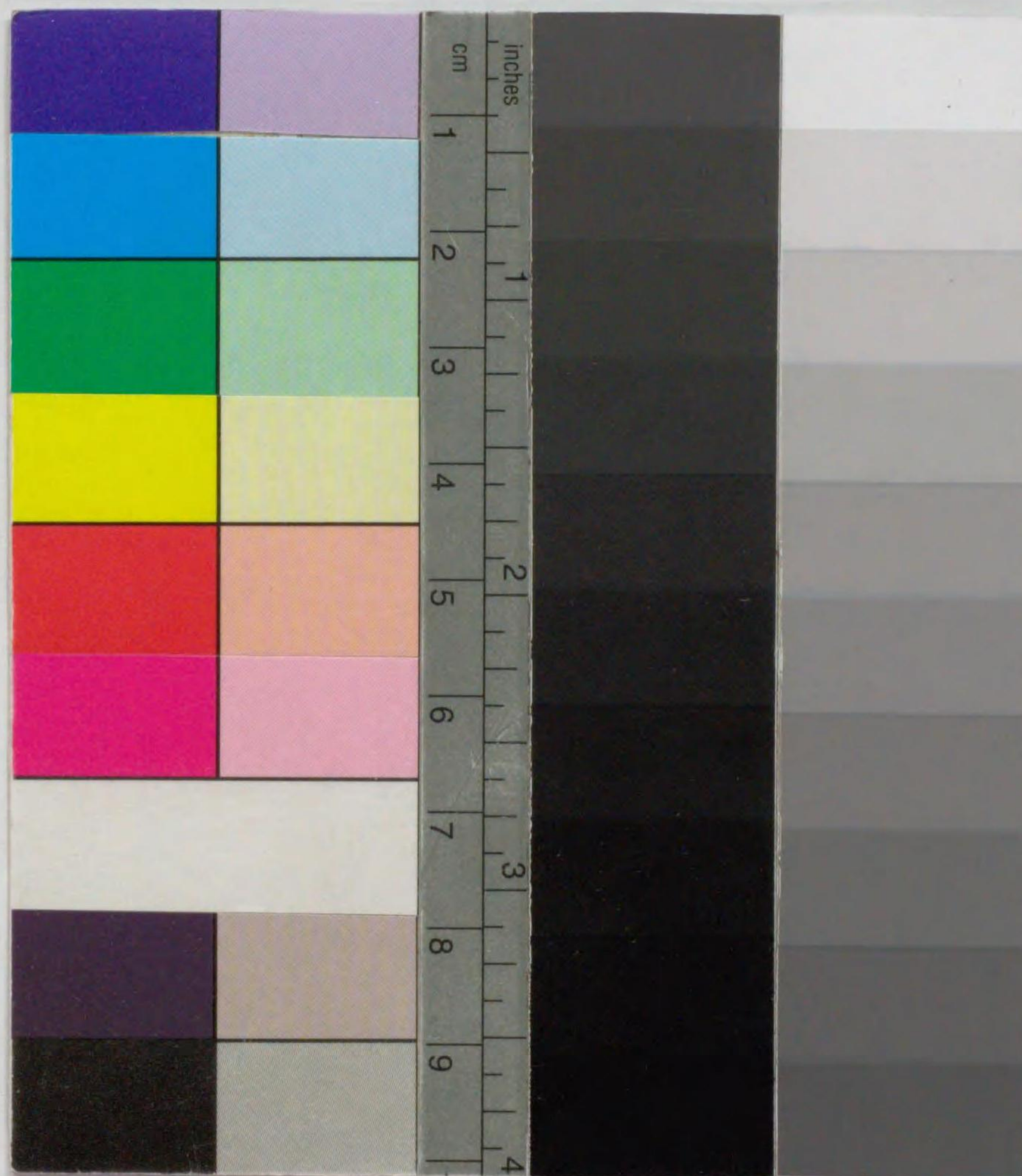
1200501517793



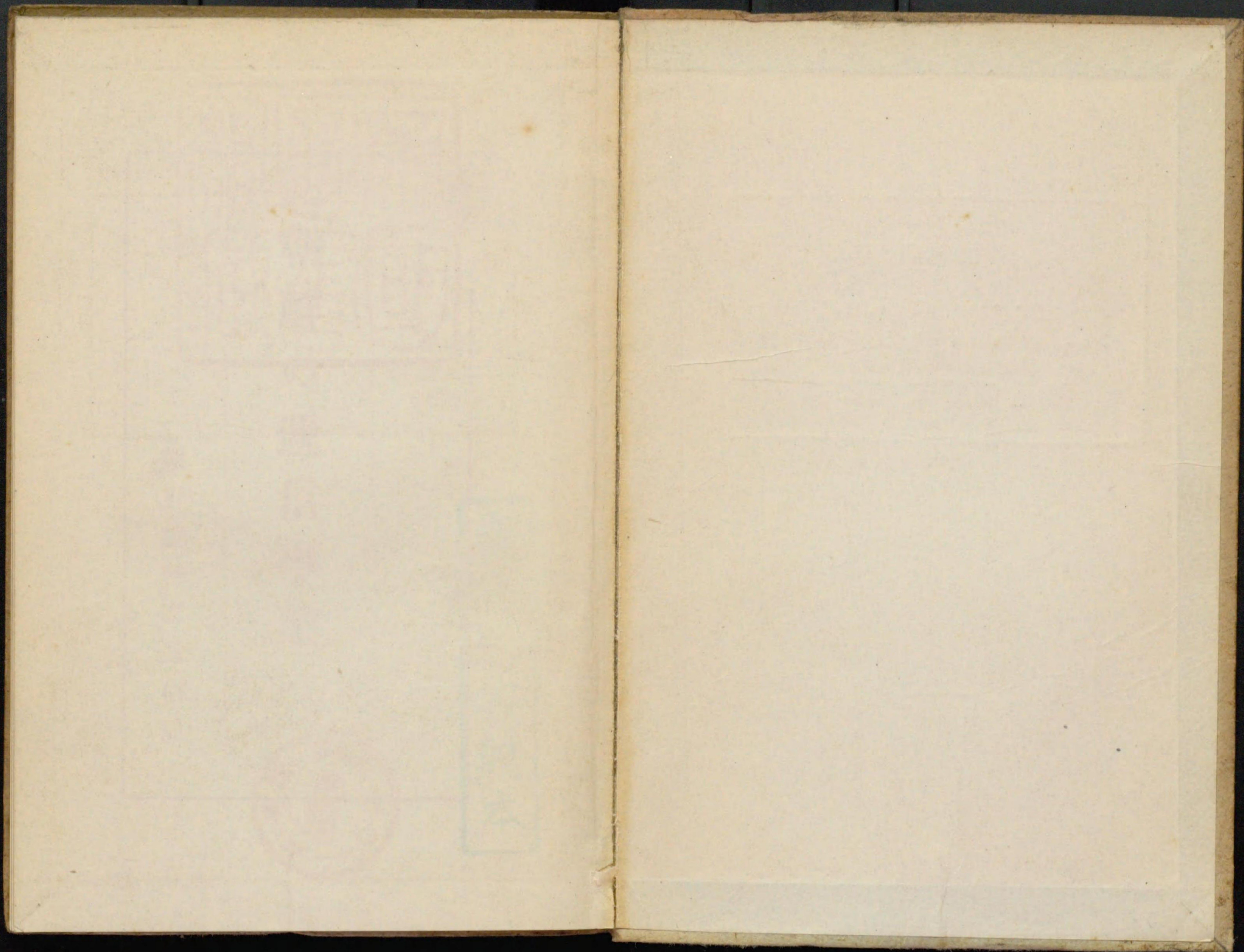
昭和九年

# 朝鮮の遞信事業

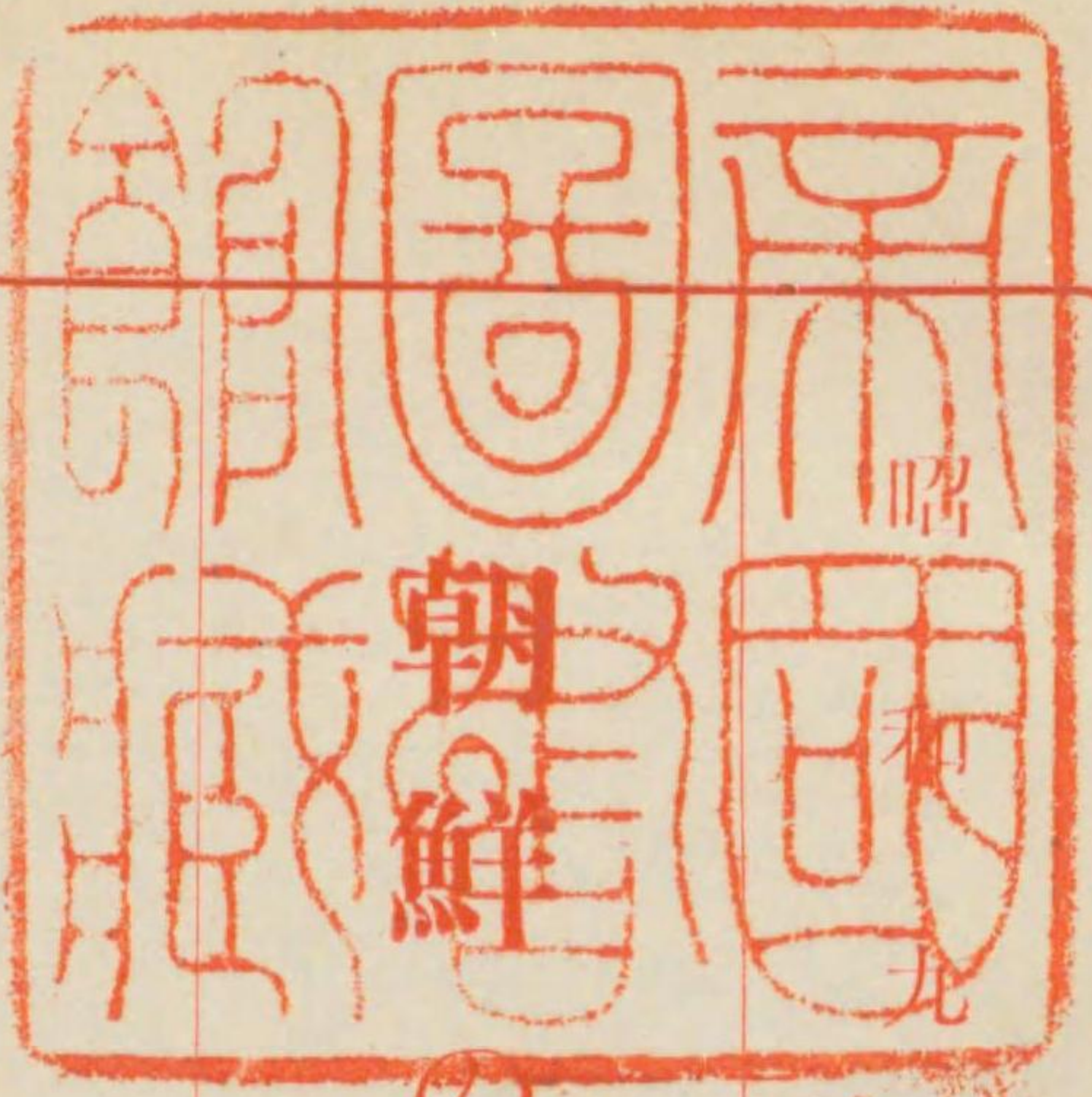
朝鮮總督府遞信局











年

の  
遞信事業

朝鮮總督府遞信局

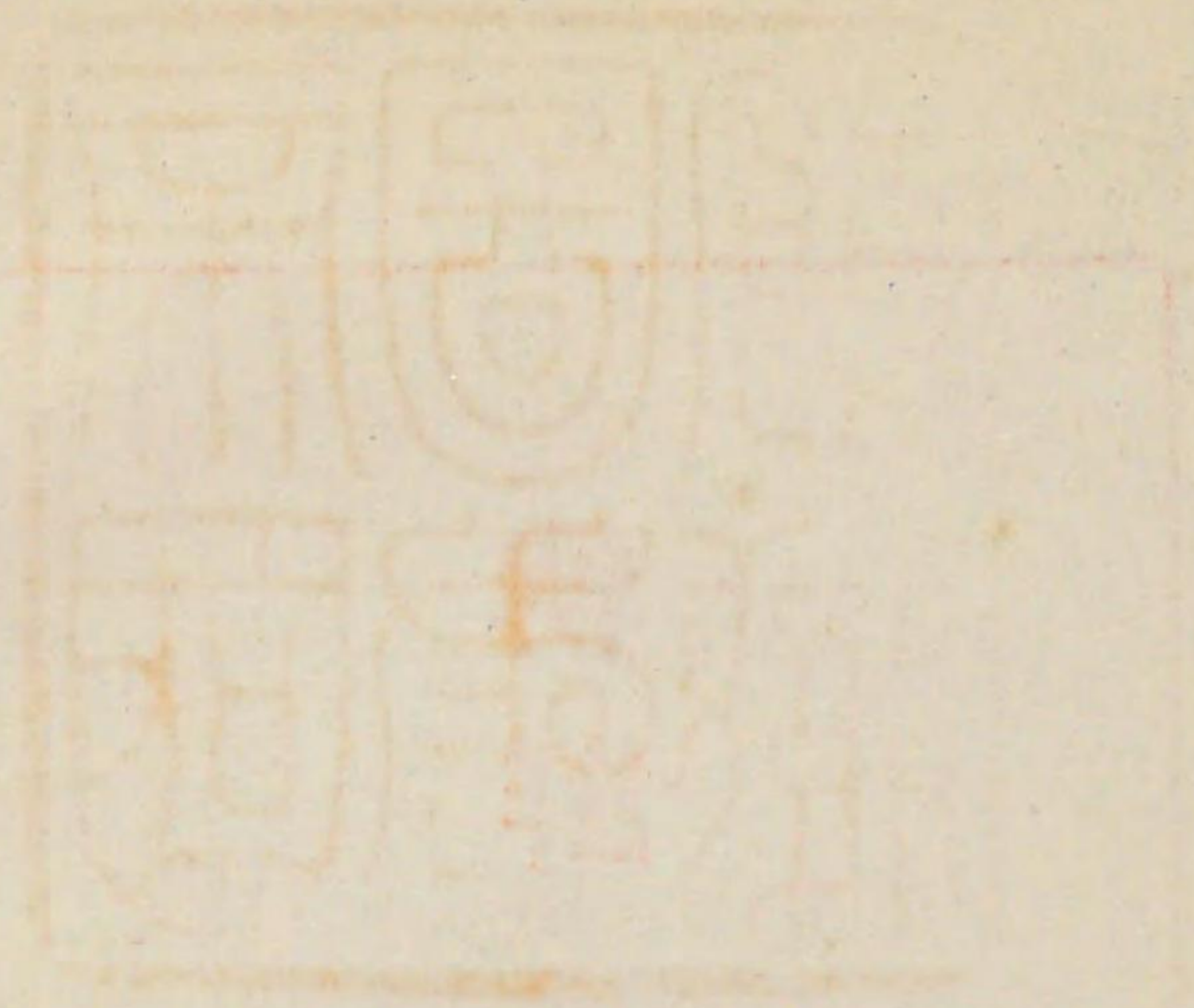
發行所寄贈本





本書は最近に於ける朝鮮の遞  
信事業の一斑を紹介せんが爲  
に編纂したものであります。

昭和九年九月





569-182.

# 朝鮮の遞信事業

昭和九年

## 目次

一	組織及職員……………	一
一	遞信官署の沿革……………	一
二	遞信官署と所管事務……………	四
三	遞信従業員の比較……………	七
四	遞信吏員の養成……………	一〇
五	海員の養成……………	一四
六	遞信現業員共済組合……………	一七
一	通 信……………	一九

目次

一



一 通信事業の沿革……………一九

二 通信事業の概況……………二二

三 既往五箇年間の比較……………三四

一 朝鮮簡易生命保険……………四三

一 朝鮮簡易生命保険事業の沿革……………四三

二 朝鮮簡易生命保険制度の概況……………四三

三 朝鮮簡易生命保険事業の概況……………四六

一 航空……………五一

一 施設の概要……………五一

二 民間航空事業の概況……………五三

一 海 事……………五四

一 海運事業の沿革……………五四

二 海運事業の概況……………六〇

三 既往五箇年間の比較……………六八

一 電 氣……………七三

一 電氣事業の沿革……………七三

二 電氣事業の概況……………七五

三 既往五箇年間の比較……………七八

一 瓦 斯……………八九

一 歳入歳出……………八九

一 遞信歳計……………八九

二 保険歳計……………九二



一 概論

二 組織及職員

三 官署の沿革

四 郵便所

五 郵便物

六 郵便料

七 郵便の業務

八 郵便の設備

九 郵便の発展

十 郵便の将来

# 朝鮮の遞信事業

昭和九年

## 組織及職員 官署の沿革

明治三十七年二月、日本政府と韓國政府との間に日韓議定書の締結せられまするや、先づ韓國通信機關の全部を我國に於て管理するの已むを得ざるを認め、其の協約案を樹て、同三十八年四月韓國通信機關の委託に關する取極書の調印を了り、幾多の難關を排し迂餘曲折を経て同年七月遂に之が引繼を完了し、同三十九年一月初めて統監府通信官署官制の發布を見ました。而して右發布に伴ひ、統監府通信管理局、郵便局、郵便所及取扱所の設置を見、茲に系統上遞信省の管轄を離れ、韓國に於ける帝國通信事業の一切の組織を完成したのであります。

組織及職員



明治四十三年八月日韓併合の鴻業成るに及び、同年十月統監府通信管理局を朝鮮總督府通信局と改稱し、通信行政事務と共に航路標識、氣象觀測及電氣事業の監督に關する事務をも掌理し、京城、釜山、平壤及元山の各郵便局を管理事務分掌局に指定せられ、大正三年三月には更に清津郵便局をも追加指定せられましたが、昭和六年六月三十日限り再び清津郵便局に對する其の指定は解かれました。

郵便爲替貯金管理事務に關しては其の一部を除き、遞信省と協定を遂げ、便宜郵便爲替貯金管理所（現時の貯金局）に於て之を執行せしめて居りましたが、明治三十九年十一月之を統監府通信管理局に移管し、爾來事業の進運に伴ひ、之を分割掌理するの必要を認め、明治四十三年十月、朝鮮總督府郵便爲替貯金管理所（現時の朝鮮總督府貯金管理所）を設置し、一切の事務を掌理せしめました。

朝鮮に於ける海事行政は從來之を大別し、航路、船舶及海員に關する事務は度支部又は税關に於て之を掌理し、航路標識に關する事務は通信局に於て之を管理して居り

ましたが、事業の統制上之を同一系統の下に配屬せしむるの必要を認め、明治四十五年四月、朝鮮總督府遞信官署官制施行せられ、通信局を遞信局と改稱し、度支部及税關所管の海事事務は舉げて之を遞信局の所管に移し、同時に航路標識管理所を廢止し、茲に海事行政の統一を見るに至りました。而して本官制の改正に伴ひ、從來通信局の所管たりし氣象觀測事務は本府内務部に之を移管しました。

大正三年六月、特に指定したる郵便局に於て、朝鮮船員令の規定に依る管海官廳の事務を掌理すること爲り、又朝鮮海員懲戒令の實施に伴ひ、海員の審判に關する事務を司掌する爲に朝鮮總督府海員審判所を遞信局内に設置し、事務を開始しました。

大正十二年五月、電信局及電話局の設置を見、昭和二年一月よりは航空に關する事務をも遞信局の所管とせられ、昭和三年十二月に蔚山飛行場を、同四年四月に京城飛行場を、更に昭和八年六月には新義州飛行場を設置せられました。

昭和二年九月郵便爲替貯金管理所を貯金管理所に改め、京城の外釜山にも同年十二



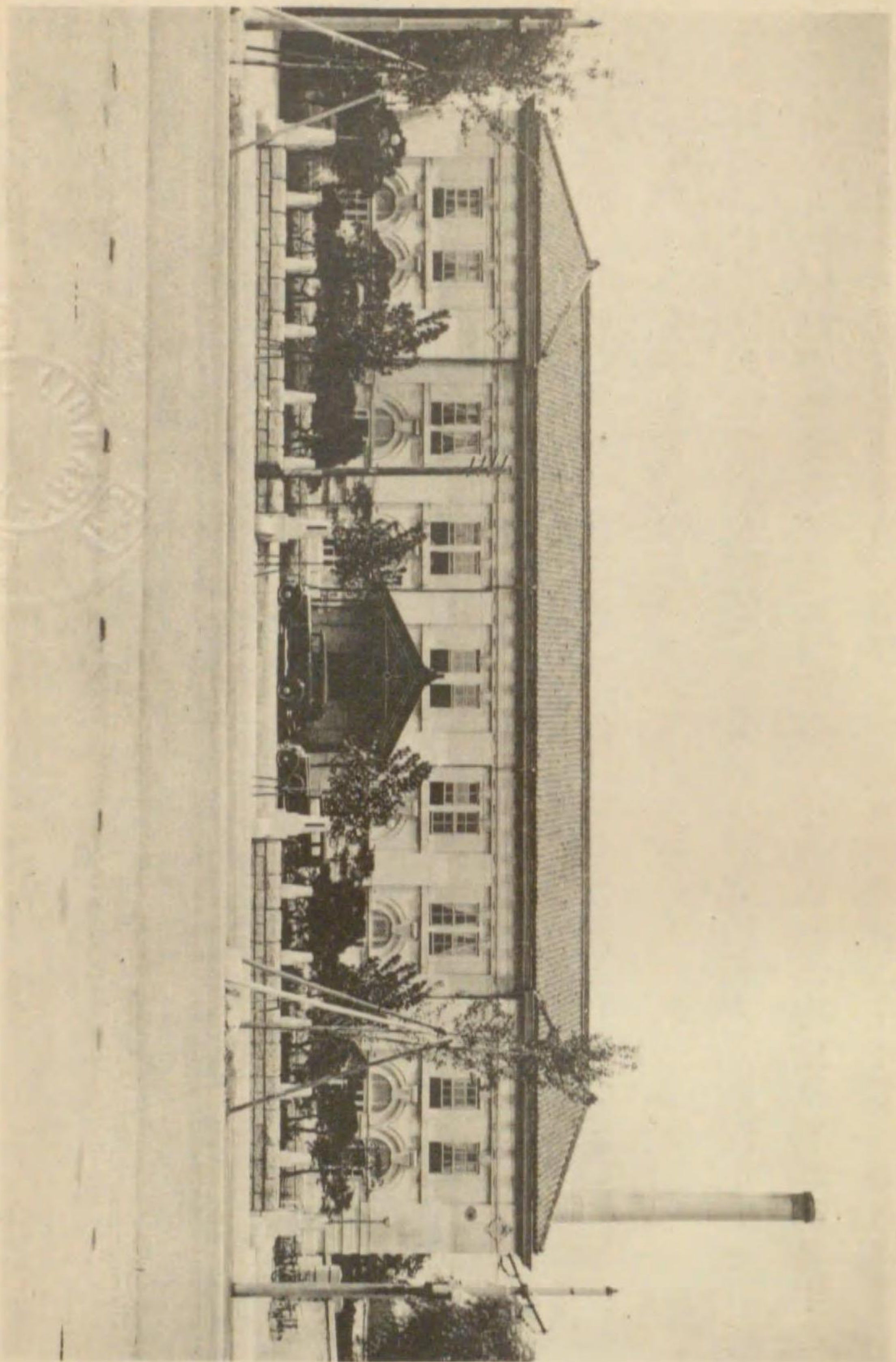
月貯金管理所を置かれました。

昭和四年七月より朝鮮簡易生命保険に關する事務をも遞信局に於て掌理するに  
爲りました。

## 二 遞信官署と所管事務

朝鮮に於ける遞信官署は之を分ちて遞信局、貯金管理所、飛行場、郵便局、電信局、  
電話局及郵便所とし、遞信局は郵便、郵便爲替、郵便貯金、朝鮮簡易生命保険、電信、  
電話、航路標識、海員の養成、發電水力及航空に關する事務を管理し、航路、船舶、  
海員、電氣事業及瓦斯事業の監督に關する事務を掌理して居ります。

貯金管理所に於ては郵便爲替及郵便貯金の検査計算に關する事務を掌り、郵便局及  
郵便所に在りては郵便、郵便爲替、郵便貯金、年金恩給の支給及朝鮮簡易生命保険の  
事務を掌り、電信、電話事務及特に指定したる郵便局所に在りては海員に關する事務



遞 信 局





をも兼掌し、外に昭和六年三月より郵便取扱所を置き郵便、郵便爲替及郵便貯金事務を取扱はしめて居ります。電信局は電信に關する事務を、電話局は電話に關する事務を、飛行場は航空に關する事務を掌理し、尙外に電信取扱所又は電信電話取扱所を置き電信電話事務を取扱はしめて居ります。

又總督の指定したる遞信官署は國庫金の出納並に郵便物の出港税に關する事務をも掌り、而して遞信局の管掌事務の一部を分掌せしむる爲に、郵便局を指定し區域を定めて郵便、電信、電話局所の監督に關する事務をも掌理せしめ、又別に海事に關する事務を分掌せしむる爲に地方に海事出張所を設置して居ります。而して昭和八年度末現在に於ける遞信官署の數を示せば左の通りであります。

區 別	昭和八年度末現在	前年度末に比し増減
遞 信 局 海 事 出 張 所	一 七	一 一

組織及職員









計	九九〇	二四
---	-----	----

### 三 逓信従業員の比較

昭和八年度末現在に於ける逓信部内の従業員数は一萬五千七百一人であつて、其の内朝鮮人の従業員数は七千四百八十二人に及んで居ります。之を細別して示せば左の通であります。

#### 従業員数の比較

區別	官		吏		囑託雇員	備人	計
	勅任	奏任	判任	計			
逓信局	一	一	一	二	三	二	九
内地人	一	一	一	二	三	二	九
朝鮮人	一	一	一	二	三	二	九
海軍出張所	一	一	一	二	三	二	九
内地人	一	一	一	二	三	二	九
朝鮮人	一	一	一	二	三	二	九
計	一	一	一	二	三	二	九

組織及職員

(△ハ減ヲ示ス)



區別	職別	官		吏		囑託	雇員	備人	計
		勅任	奏任	判任	計				
航路標識	内地人								
	朝鮮人								
貯金管理所	内地人								
	朝鮮人								
飛行場	内地人								
	朝鮮人								
郵便局	内地人								
	朝鮮人								
電信局	内地人								
	朝鮮人								
電話局	内地人								
	朝鮮人								
郵便所	内地人								
	朝鮮人								
合計	内地人								
合計	朝鮮人								

更に最近五箇年間に於ける遞信事業の發展膨脹に伴ふ従業員の増加の狀況を示せば左の通であります。

合計	内地人	朝鮮人
二	一	一
五六	一	五六
二、四二一	二、二八〇	一四一
二、四八一	二、三〇〇	一四一
二二	一九	三
七、二五五	四、四九八	二、七五七
五、九四三	一、三六三	四、五八一
一五、七〇一	八、二一九	七、四八三

區別	職別	員		備		人		計	
		内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人
昭和八年度末		六、八五七	二、九〇一	一、三六三	四、五八一	五、九四三	八、二一九	七、四八三	一五、七〇一
昭和七年度末		六、四六三	二、六六九	一、三二七	四、四三一	五、七四八	七、七六〇	七、一〇〇	一四、八八〇
昭和六年度末		六、一五六	二、四八六	一、三四三	四、二〇一	五、四四三	七、三九八	六、六八七	一四、〇八五
昭和五年度末		六、二三九	二、三七三	一、三三一	四、一五五	五、三四六	七、四七〇	六、四八七	一三、九五七
昭和四年度末		五、九三七	二、一七九	一、一七六	四、〇一八	五、一九四	七、一一三	六、一九七	一三、三二〇



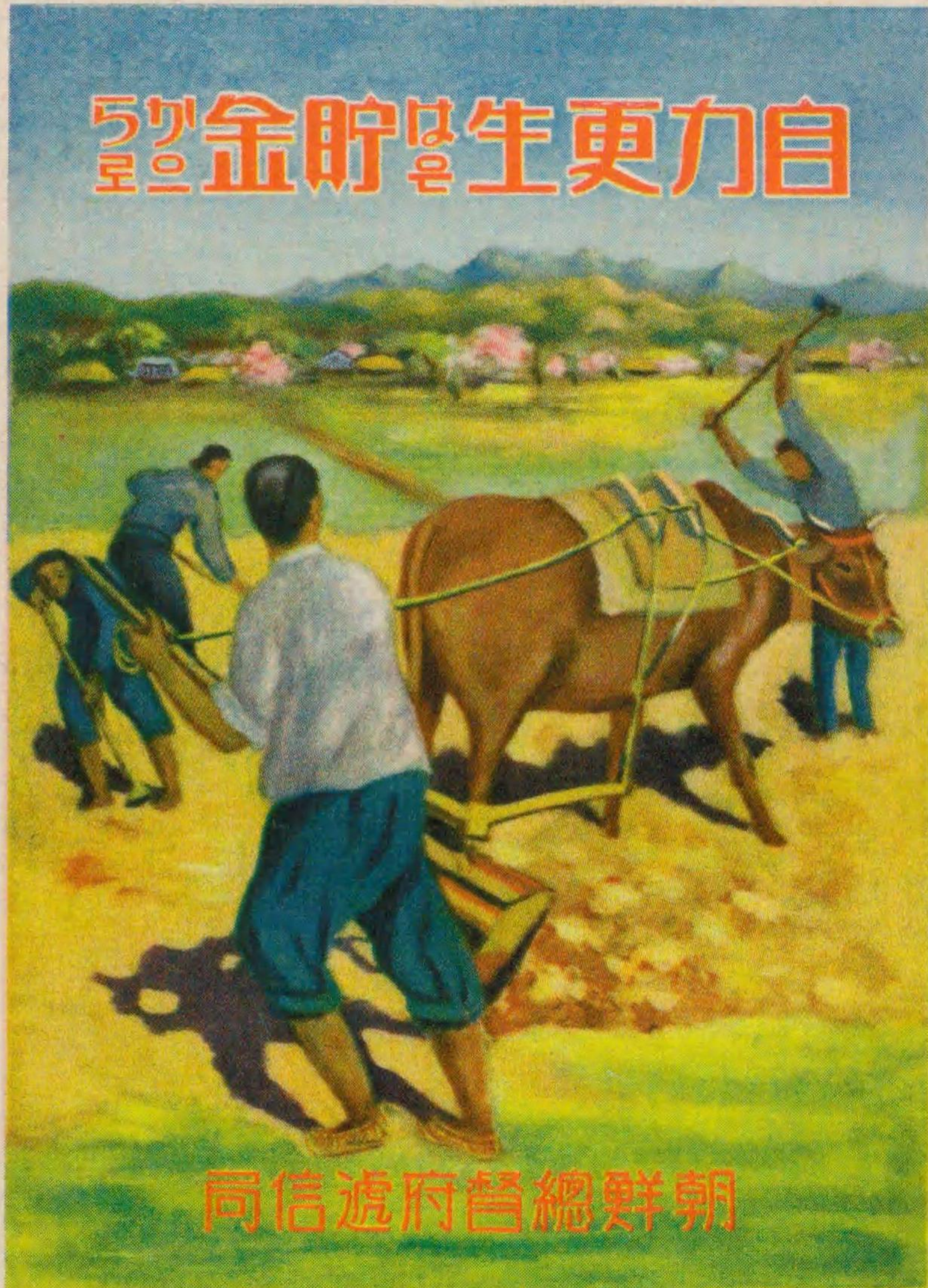
#### 四 遞信吏員の養成

朝鮮に於ける遞信吏員の養成は明治四十一年に創められ爾來年々養成を繼續して居りましたが猶小規模であることは免れませんでした。然るに時恰も歐洲大戰の時局に際會し、従業員の拂底其の極に達するや、從來の養成機關を革新擴張するの必要を認め、大正七年一月始めて遞信吏員養成所を設置し、爾來毎年養成人員を増加し現今に至つて居ります。

今、遞信吏員養成所に於ける傳習生の種類及其の概要を舉げて見ませう。

普通科通信生 本科生は年齢十四歳以上十八歳以下の男子（郵便所に勤務する者は二十三歳迄さす）又は十四歳以上の家事に繫累のない女子に對して、高等小學卒業程度の試験を行ひ選抜入學せしめ、遞信吏員養成所に於て養成するものであります。

而して本科生は之を分ちて第一部、第二部及第三部とし、第三部普通科通信生は郵



自力更生貯蓄金

朝鮮總督府遞信局



便所長が之を推薦するのであります。

第一部普通科通信生は電信事務に、第二部普通科通信生は郵便及電信事務共通に、第三部普通科通信生は郵便所の一般現業事務に従事せしむるものであつて、養成期間は第一部及第二部普通科通信生は何れも一箇年間にして、第三部普通科通信生は七箇月間であります。卒業後は第一部及第二部普通科通信生とも直に郵便局所の雇員に採用し、初任月収は約三十三圓乃至四十圓で漸次増給せしめ、成績優秀なる者は判任官に登用します。

高等科通信生 本科生は近來鮮内各局に於ける高等通信機の逐年増加するの趨勢なるに鑑み、之に順應せしむる爲に、此等通信機運用者を育成供給するに共に尙普通科通信生卒業者の向上の途に與ふる趣旨の下に養成するものでありまして、既に第五回の卒業生を出だし、夫々主要局に配置し實務に就かしめて居ります。

本科に入學せしむる者は普通科通信生卒業後一箇年以上實務に従事したる年齢二十

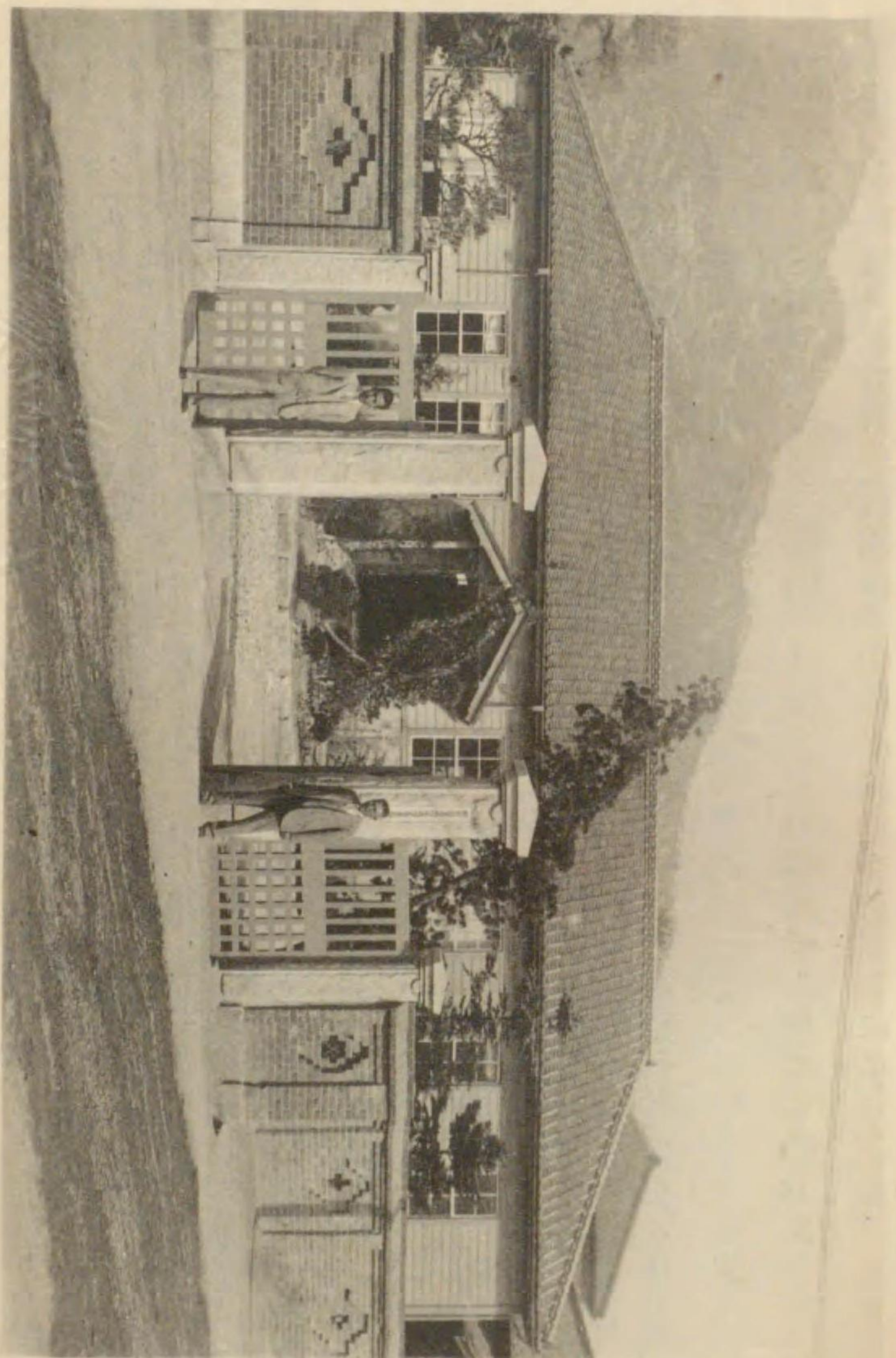


三歳以下の男子中より選抜し、在職の儘入學を命じ、一箇年間遞信吏員養成所に於て専ら高等通信術及中學程度の學科を授け、卒業後は漸次判任官に登用します。

無線科通信生 本科生は近時無線電信の發達に伴ひ鮮内無線電信の施設は漸次擴張充實し來り之が通信定員も逐年増加するの趨勢なるに鑑み、此等通信機運用者を育成供給する爲養成するものでありまして、本年第二回の養成をして居ります。

本科に入學せしむる者は普通科第一、二部生卒業後一箇年以上電氣通信の實務に従事し且現に部内に在職する年齢二十五歳以下の男子中より選抜し、在職の儘入學を命じ、六箇月間遞信吏員養成所に於て専ら無線電信に關する學科を授け、卒業後は無線通信士第二級の資格に付詮衡に依る檢定を申請することを得しむることになつて居ります。

工務生 本科生は卒業後部内電信電話の工務に従事せしむるものであつて、年齢十七歳以上二十五歳以下の男子に對し、中學卒業程度の試験に依り選抜入學せしめ、十



遞信吏員養成所





簡月間遞信吏員養成所に於て養成します。

卒業後は直に工手（雇員）に採用し、初任月収は五十圓内外であります。

航路標識生 本科生は卒業後部内航路標識の業務に従事せしむるものであつて、年齢二十歳以上三十歳以下の男子に對し、中學校三學年修業程度の試験に依り選拔入學せしめ、在學中は手當日額一圓を支給し、卒業後は助手（雇員）に採用し、凡そ一年内外に於て航路標識看守（判任官）に任用し、初任給其の他は前記の工務生と略同様であります。

依託學生 本科生中第一部行政科、第二部行政科及無線科生は遞信部内に一年以上勤続したる者、技術科生は部内従事員又は部外者にして、上記各科生共何れも郵便局所長の推薦する年齢十七歳以上二十五歳以下の男子に對し、中學卒業程度の試験に依り選拔し、東京遞信官吏練習所に二箇年間依託入學せしめ、斯業に關する専門の學藝を修得せしむるものであつて、第一部行政科、第二部行政科、技術科及無線電信科の

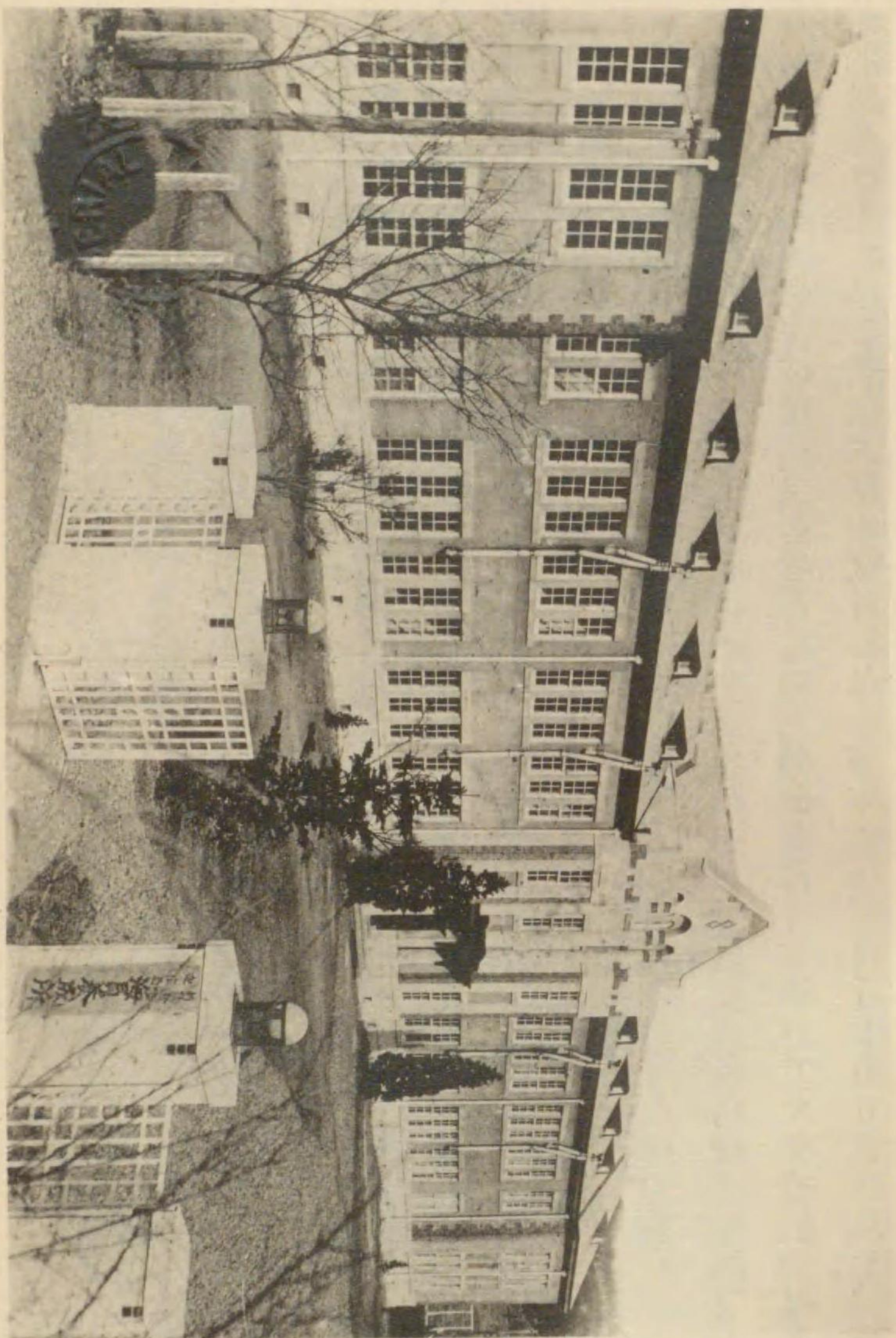


四部に別れて居りまして、在學中は月手當四十圓を支給し、且被服を貸與し、卒業後は順次判任官に任用し、將來斯業の中堅と爲るべき人物を養成するものであります。

朝鮮人判任官見習生 本科生は部内朝鮮人従事員中の有能者を選抜し、在職の儘入學せしめ斯業に關する學術を修得せしめ、將來朝鮮人従事員の中堅たるべき人材を養成するものであつて、卒業後は順次判任官に登用します。養成期間其の他は高等科通信生と略同様であります。

## 五 海員の養成

海員養成所は大正八年七月仁川に設置せられました。當時朝鮮在籍船舶に乗り組みしめる船舶職員即ち海技免狀受有者は約九百名に達して居りましたが、正則なる海事教育を受けざる下級海技免狀受有者が其の大部分を占め、従つて大型船舶乗組みの高級船舶職員は主として遞信大臣の交付したる海技免狀受有者でありましたが、時恰も



海員養成所 遞信局



海運事業の好況時に際會し、其の免狀の効力が内鮮共通なる關係上該高級職員の内地在籍船舶に轉職するもの輩出し、爲に朝鮮在籍船舶の一部をして、運航停止の危懼を懷かしむるの情勢に立ち至りましたので、本府に於ては朝鮮海員の需給調節を計り、將來に於ける朝鮮海運の自給自足の基礎を確立するの目的を以て、海員養成所を設置したのであります。

而して當時に於ける入學志願者は半島海運の勃興に伴ひ逐年増加の趨勢を示し、教授上幾多の不便を感じるのみならず、校舎が全く狹隘を告ぐるに至りましたので、昭和二年八月經費十七萬圓を投じ、鎮海に現校舎を新築し、仁川より移轉したのであります。

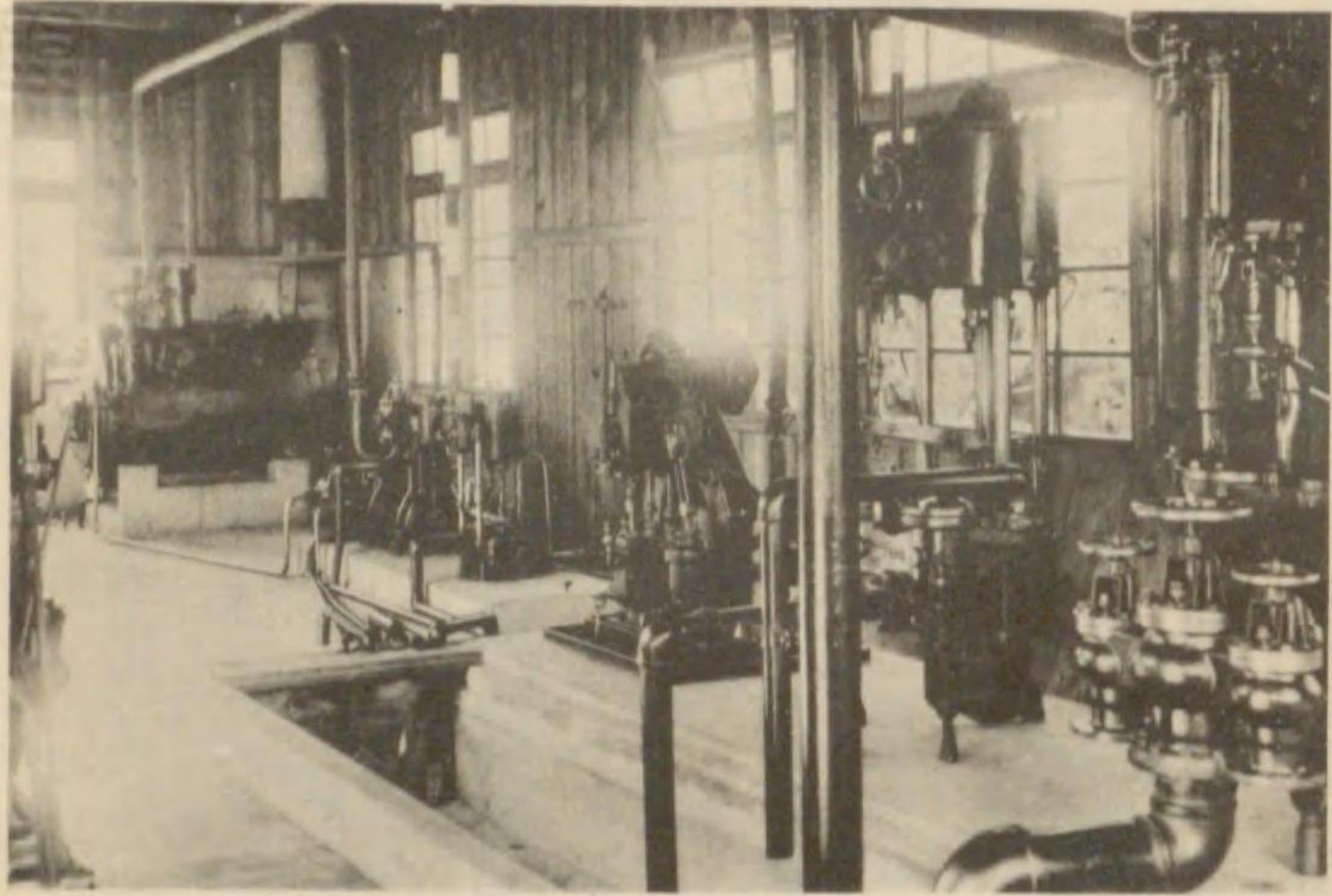
而して新築に依り大いに面目を一新するに共に内容の充實を計りました結果、昭和七年三月以後の卒業生より専門學校入學者檢定規程に依り指定せられ、他の實業學校と同程度のものに爲り、更に昭和八年四月以後の入學者より修業年限を四年に改めら



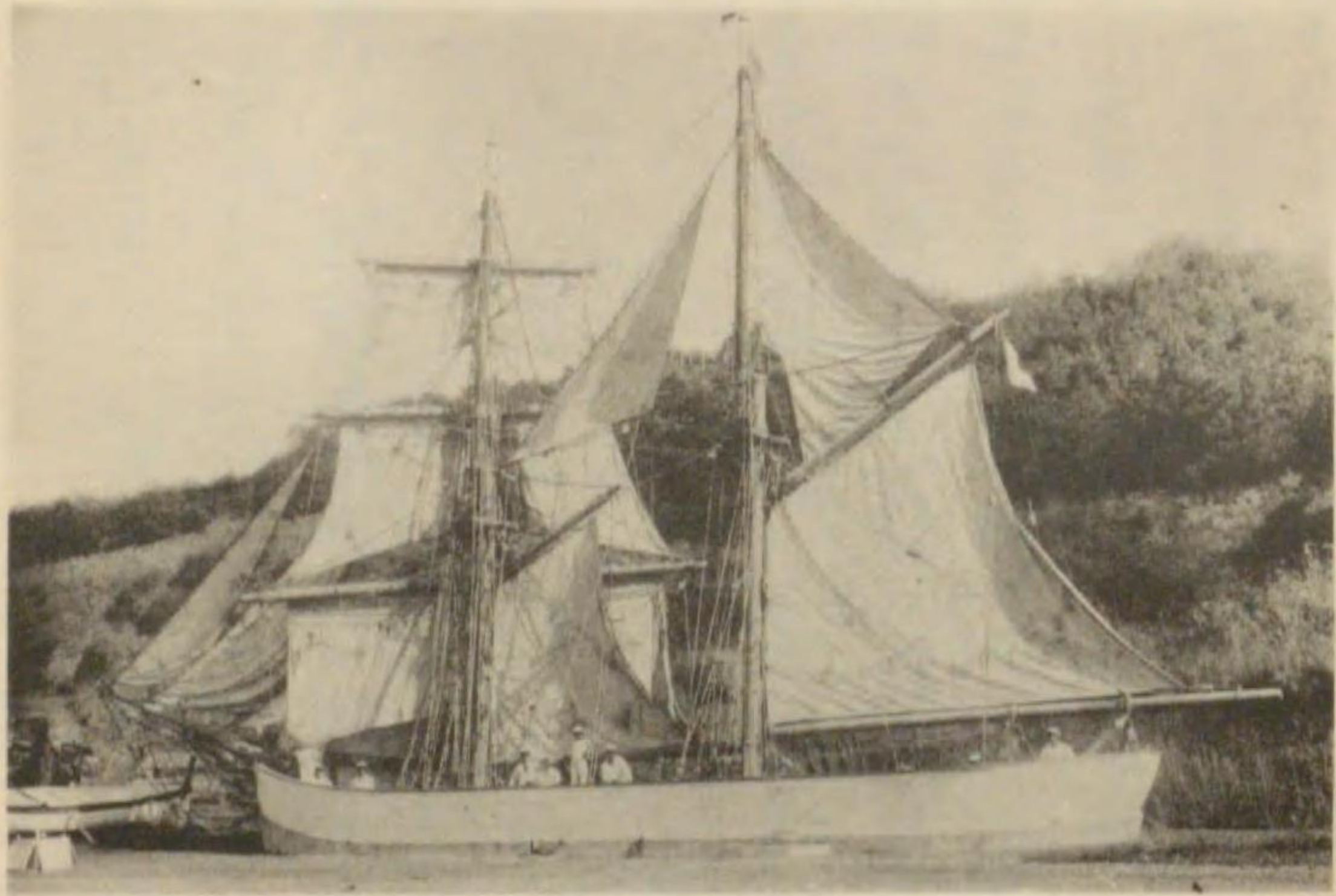
るるご共に、同年五月十日附を以て海軍大臣の認定に依り海軍豫備練習生規則の適用を受くることゝ爲りました。而して開所以來已往十六箇年間に於ける海員養成所の卒業者は本科十三回、百三十五名(内地人六十七名、朝鮮人六十八名)、別科五十五回、五百七十八名(内地人十三名、朝鮮人五百六十五名)、練習科九回、四十七名(内地人二十七名、朝鮮人二十名)であります。現在生徒は各科合せて百六十二名(内地人七十七名、朝鮮人八十五名)に達し、内練習科を修了したる者は、朝鮮及内地の船舶職員試験に合格し、何れも高等海技免狀を得て、近海並に遠洋航路船舶に乘組み服務して居ります。

次に別科修業者に在りては、其の大多數が朝鮮在籍船舶に下級船員として乗組み、何れも好成绩を挙げ、尙、中には朝鮮船舶職員試験に合格し、海技免狀を得て沿岸船舶の職員として乗船服務して居る者もあります。

以上が海員養成の大要であります。已往の實況より徴するに朝鮮人生徒中には學



海員養成所機關科機械運轉實習室



同 航海科陸橋





業半ばにして退學する者が多く、前途有爲の生徒をして志向を過らしむるの虞もあり、  
洵に危惧の念に堪へないのでありますが、之は畢竟生徒の志操の堅固でないここに基  
因するは謂へ、一面海事思想の幼稚を物語る一證左も見られますし、尙進んで生  
徒の家庭の内容に就いて穿鑿して見る時は全く學資の不充分の爲已むを得ず中途退學  
する者も亦相當の數に上るやに認められ、半島海運事業の前途に對し、洵に憂慮に堪  
へざる現象を思料せられますので、當局に於ても此の點に留意し、就學手當の給與等  
目下之が對策に就き考究中であります。

## 六 遞信現業員共濟組合

遞信官署の従業員中約八割を占むる現業員に對し、相互救濟の保障を與ふるの必要  
を認め、大正十年一月遞信官署現業員共濟組合を創設しました。

政府の補給金並に組合員の掛金を以て原資とし、雇員以下の現業員に對しては甲種



組合員として義務的に之を加入せしめ、其の他の従業員に對しては乙種組合員として任意加入を認めて居ります。而して本組合は朝鮮總督の監督に屬し、遞信局長が之を管理し、現在に於ては共濟給與金の種別を殉職、傷痕、疾病、特症、療養、醫療、産婦、死亡、葬祭、災害、脱退及勤續の十二種に區別して居ります。

最近に於ける本組合の概況は組合員一萬二千七百六十五人にして、其の資産は百四十四萬四千二百七十六圓に上り、創立以來規定に基き共濟金を給與せられたるものは受給件數四萬九千五百三十五件にして、其の金額は二百二十二萬八千二百十六圓に及んで居ります。

低利貸付 共濟組合の附屬事業として組合員若は其の家族が不慮の災厄に罹り、生計窮迫したる者を保護救濟の目的を以て低利貸付金制度を設け、大正十四年四月より之を實施しました。

又組合員の福利増進施設として組合員の生計に必要な物品又は辨當等を供給する

目的を以て購買組合を組織し、之が資金を要する局所に對し、共濟組合資金中より融通貸付の途を開き、昭和二年九月より之を實施しました。

## 通 信

### 一 通信事業の沿革

往時韓國に於て、郵便制度を稱し得べきものは、税關相互間に往復する文書の送達に於て僅に其の形態を認むるに過ぎなかつたのでありますが、明治二十九年内地人を郵政顧問に傭聘し、日本の郵便條例に倣ふて郵便規則を制定し、茲に初めて不完全ながら近世的郵便制度の創始を見るに至りました。其の後幾多の變遷を経、着々改善に勗むる所がありましたけれども、其の成績は依然として不振の状態に在つたやうであります。



帝國政府の韓國に於ける通信事業は、明治九年十一月釜山に郵便局を設置したのを以て創始し、其の後各地の開港に伴ひ、内地人の移住者が漸次増加しました爲、明治十三年元山に、同十六年仁川に、同二十一年京城に各郵便局を設置し、それより順次木浦、鎮南浦、群山、馬山、城津及平壤に郵便局又は出張所を設置しました。

明治三十七八年戦役に際し、韓國政府は自國の現況に鑑み、其の經營せる通信事業を擧げて帝國政府の管理に委託するを得策なりと思惟し、帝國政府と協議の結果、遂に明治三十八年四月韓國通信機關委託に關する取極書を締結し、同年七月に至り従來併立せし日韓同種の機關を合同統一し、茲に朝鮮郵政史上に一時期を劃するに至りました。

其の後統監府の設置せらるるや、朝鮮に於ける通信事業は擧げて之を統監の管理に屬せしめ、次で明治四十三年日韓併合に伴ひ朝鮮總督の管理に屬し、以て今日に至りました。



京 城 郵 便 局



釜 山 郵 便 局



昭和八年度末現在に於ける局所の配置は都鄙を通じ九百三十八（分局、分室及出張所を含む）に達し、通信機關合同當時に比し實に四百九十三局所を増加せるのみならず、其の取扱の内容に於ても合同當時に於ては大半通常郵便のみを取扱ふ郵便所であつたのを、漸次小包郵便、電信、電話、爲替貯金及簡易生命保険等の取扱を爲す局所に改めたる等其の面目を全く一新しました。

## 二 通信事業の概況

通信機關の普及状況 郵便局所数は全鮮を通じ八百十九（分室十一出張所二を含む）にして、面積二百六十九方呎五、人口二萬五千三百八十六人に對し一局所設置の割合であります。而して右郵便局所中電信事務を取扱ふ局所七百十八（分室四、出張所二を含む）、電話通話事務を取扱ふ局所七百十四（分室五、出張所二を含む）あり、又電信電話のみを取扱ふ局所は電信局七、電話局五（分局二及郵便局分室二を含む）、電信



電話取扱所十三にして、尙外に鐵道局の電信線を利用して鐵道驛に於て公衆電報の取扱を爲さしめつつあるもの九十六箇所（出張所一を含む）あります。朝鮮に於ける通信機關の分布状況を内地及其の他の地方と對比して見るに左の通であります。郵便取扱所分布状況

區	別	局所數	局所當り	
			面積	人口
朝鮮	内地	八三三	二七一・五一 <sup>方</sup>	二五、五七四
		一〇、三三二	三七〇・四	六、四二三
		二三〇	一五六・四一	二一、四四五
		二五四	一四・七七	五、二一二
		七六	四七四・八七	三、八五八
南洋	南洋	八	二六八・六〇	九、四八九
		八		

電信取扱局所分布状況

區	別	局所數	局所當り	
			面積	人口
朝鮮	内地	八三四	二六四・六八 <sup>方</sup>	二四、九三〇
		七、八一三	五三・九六	九、三五七
		一九八	一八八・三四	二五、八二四
		二一八	二一・二〇	七、四七九
		八五	四二四・五九	三、四四九
南洋	南洋	八	二六八・六〇	九、四八九
		八		

電話取扱局所分布状況

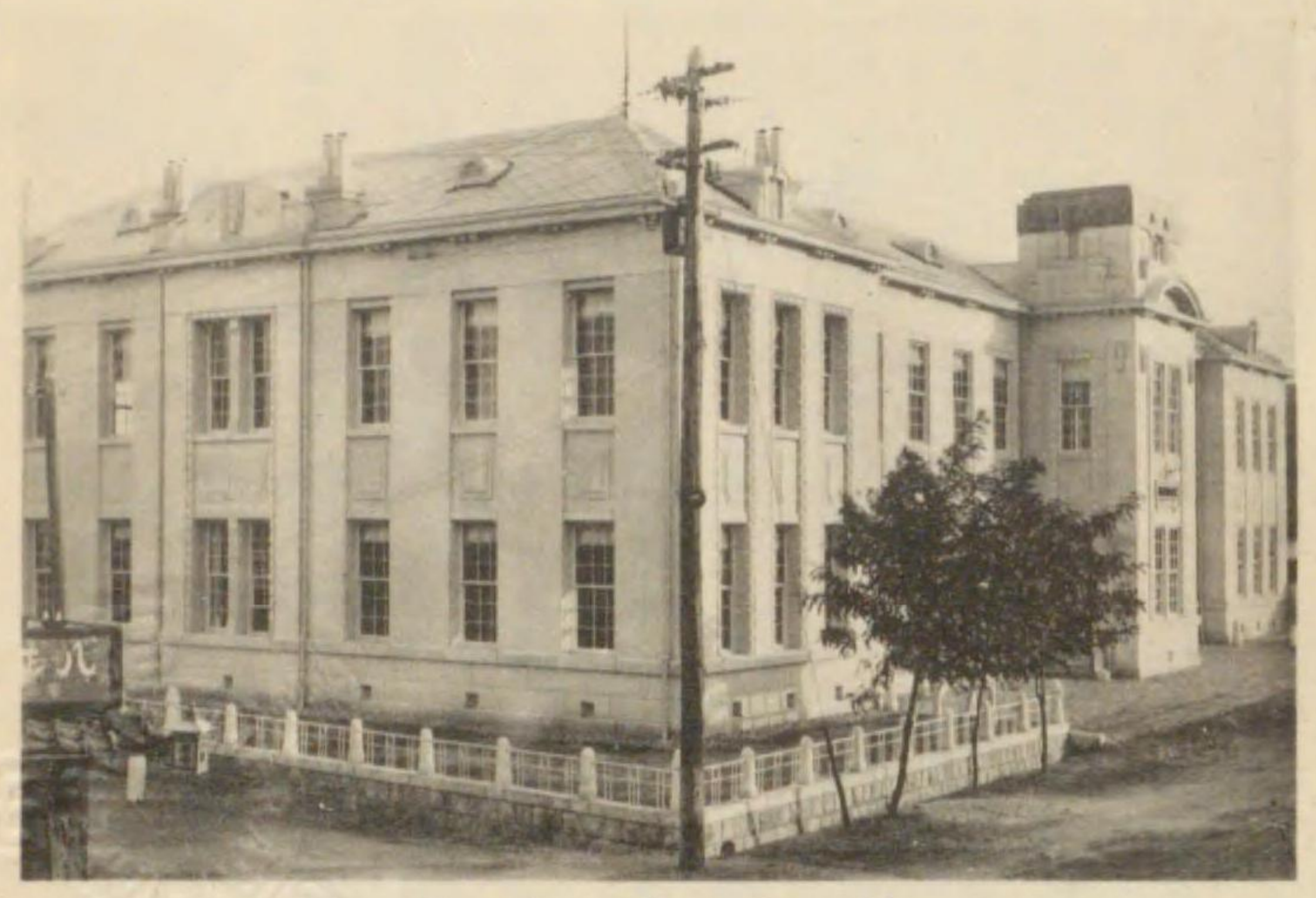
區	別	局所數	局所當り	
			面積	人口
朝鮮	内地	七三〇	三〇二・三八 <sup>方</sup>	八、四八一
		六、三四二	六〇・二八	一〇、四五三



區	別	局 所 數	一 局 所 當 り	
			面 積	人 口
臺 東 管 內	灣	一六二	二二二・〇六 <sup>方</sup> 六	三〇、四四七
關 東 管 內		九七	三八・六九	一三、六四八
南 樺 太 洋		五七	六三三・一五	五、一四三
		二	一、〇七四・四〇	三七、九五五

通信線路 先づ郵便線路は鐵道單長四千四百二十九杆、通常道路單長一萬二千四百五十四杆、水路單長二萬九千七百六十三海里、航空路單長六百七十杆で、陸路に於ては朝鮮に於ける道路の發達せる關係上自動車交通頗る發達せるを以て、概ね之を郵便遞送に利用し、自動車遞送線路單長は實に一萬九百二十一杆に及び郵便物の速達上多大の利便を得ました。

次に電信、電話回線は、陸上電信線路亘長八千五百六十六杆、同線條延長四萬一千三百五杆、海底電信線路（朝鮮内）亘長百九十二杆、同線條延長四百三十四杆、陸上



元山郵便局



平壤郵便局



電話線路亘長九千五百三十杆、同線條延長十六萬三千九百五十九杆、海底電話線路亘長二杆、同線條延長百七十八杆に亙る現況で、各地の通信狀況に照らし地方都邑間の連絡の完成を圖るに共に、一面朝鮮と内地及滿洲の主要地間との圓滿なる通信の疏通をも圖つて居りますが、近時通信の輻輳に伴ふ通信施設の改良増設を要するの急なるものあるに鑑み、豫算の關係、施設の緩急等を考慮し漸次之が整備擴張を爲しつつある次第で、尙多年の懸案であつた内地朝鮮間の連絡電話の施設は、嚴原釜山間電話用海底線の布設に先だち既設二心入の電信用海底線を利用して電話一回線を構成し、右の電信用海底線使用に伴ふ電信線の不足に對しては、他の内鮮間電信用海底線に、音聲周波搬送式多重電信装置を施して之を補償し、一先づ内鮮一部都市間の電話通話開始を見ましたが、其の後引續き嚴原釜山間に二對入電話海底線が布設せられ、一方京城釜山間には三通信路搬送式電話装置を施し電話三回線を新設の上、昭和八年七月良好なる成績を以て内地朝鮮間連絡電話の劃期的施設は、其の完成を告げたのでありま



す。又京城中央電話本局の手働交換方式は之を自動交換方式に変更することと爲り目下工事進行中でありまして、尙交換機は日本電氣株式會社製「ストローヂャー」式自動交換機に決定し、之が製作中であります。

それから既設の電話回線中には、警備電話用として使用せらるるものがありました。其の線條延長は一萬九千七軒に及んで居ります。而して其の中には警備通話の専用に供するものご一般公衆用のものを警備通話に兼用するものごがありまして、朝鮮に特有な經濟的施設であります。

又無線に於ては明治四十三年三箇所の燈臺（内、一箇所は昭和二年十一月より當分休止）に之が施設を爲し、各燈臺間の通信、氣象通信、近海を航行する艦船ごの警報通信及海難救助等の用に供しましたが、大正十二年四月龍山陸軍無線電信所の移管を受け主として對船舶公衆通信を取扱ふ京城無線電信局を設置したのを初めごし次で、木浦、濟州、釜山、鎮南浦及清津にも此の種無線電信局を設置して居りますが、右の

内京城無線電信局は昭和二年從來の設備を擴張して在來の龍山局舎を送信所ごし、別に京城郊外清凉里に受信所を設け、京城中央通信所に於て電報を送受する最新式に改装し、現在は對船舶通信の外内鮮各地間固定通信並に航空通信を取扱つて居り、又清津無線電信局は昭和七年之が設備を擴張しまして大阪ごの間に固定通信を開始しました外其の後滿洲國新京及敦化ごも通信連絡を爲し、何れも有線の補助又は代用ごして盛に活躍して居ります。尙昭和五年七月蔚山に航空業務専用の無線電信局を設置しました外、昭和六年十二月新義州郵便局内に小規模無線電信を装置し、蔚山ご共に航空に關する通信を取扱つて居ります。

放送無線電話 朝鮮に於ける放送無線電話は、大正十五年十一月社團法人朝鮮放送協會の前身京城放送局の設立が許可せられました。昭和二年二月より電力一「キロワット」の一装置を以て内鮮兩語の放送を開始して今日に及んだのであります。放送事業の使命の重大なるご輓近内地其の他に於て放送業界が異常な發展を爲しつつある



のみに鑑み、規模を拡大して、昭和八年四月二十六日より電力十「キロワット」のも  
 の二装置を以て内鮮兩語の二重放送を開始して居ります。而して昭和九年三月末に於  
 ける聴取者数は、内地人二萬五千四百四十四人、朝鮮人六千四百一人、外國人百六十  
 九人、計三萬二千十四人であります。

朝鮮に於ける特殊施設 通信事業の各種施設は概ね内地同様の制度を採用し、彼我  
 共通の取扱を爲して居りますけれども、内地及他の植民地とは事情を異にするものが  
 ありますので制度上にも自ら異なる點があります。其の主要なるものを擧ぐれば左の  
 通であります。

郵便

便

- 1 普通小包の取扱を爲さず
- 2 小包郵便の出港税賦課徴収の事務を取扱ふ

電信

信

諺文電報（朝鮮固有の文字に依る電報）の取扱を爲す

- 1 市外發受用電話の制を設く（加入區域外の地に於て電話通話事務



局便郵道鐵城京



局分門化光局話電央中城京





電  
話

を取扱ふ郵便局所との間に電話の施設を爲し、其の電話機に依り市外通話を爲す制度にして、即ち市外通話のみを目的とする簡易電話交換設備)

2 警備電話の利用(警備上の目的に基く警備電話を公衆の利用に供す)

3 軍用電話の制(軍隊の必要に基き郵便局の中繼に依り又は軍隊相互間軍用に關する通話を爲さしむる制度)

1 高額爲替の取扱(金融機關の不備を補ふ必要上、特に認可を受けたるものは、證書一枚の金額を規定の制限額以上に高むることを得しむ)

2 朝鮮人郵便貯金一部拂残置額低下(朝鮮人の民度低きに鑑み貯金の拂戻残置額を十錢に低下す)

通  
信



爲替貯金  
及其附帶業務

- 3 郵便振替貯金高額拂出の取扱（爲替高額振出と同様の理由に基き振替貯金拂出書に對しても高額拂出の制を認む）
- 4 開市日に於ける爲替貯金事務の取扱（日曜日に於ては爲替貯金等の取扱を爲さざるも、朝鮮に於ける地方金融の實情に鑑み、日曜日が開市日に相當する場合には特に其の取扱を爲さしむ）
- 5 國庫金の取扱（内地に於ては、各廳の歳入歳出金を取扱ふも、朝鮮に於ては、朝鮮總督府及其の所屬官署の歳入歳出金に限り之が取扱を爲す）

通信事業利用の狀況 最近年度中に於ける通信事業利用の狀況は、全般を通じ概して健實なる進歩を遂げ、逐年益々發展の趨勢を示して居ますが、今、内地及其他の地方の狀況を對比して見るに左表の通であります。

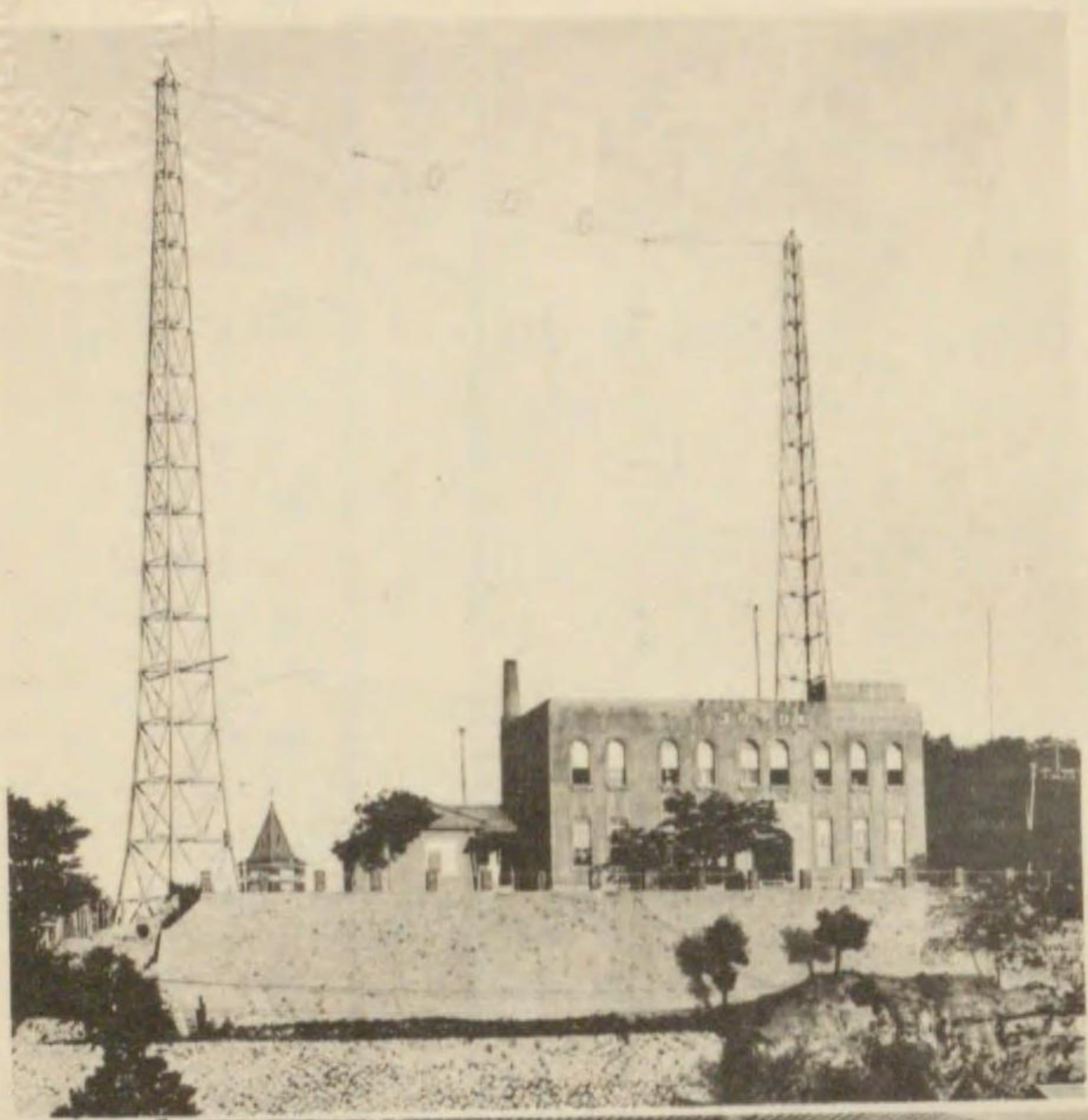
郵便比較

區別	通常郵便物數		小包郵便物數	
	引受配達	人口一に對する發出數	引受配達	人口百に對する發出數
朝鮮	11,231,217	11.9	11,125,022	11.0
内地	14,153,791	14.4	14,047,113	14.2
臺灣	7,011,128	7.1	7,011,128	7.1
關東廳管内	110,837,267	110.8	110,837,267	110.8
樺太	10,196,901	10.2	10,196,901	10.2
南洋	1,057,933	1.1	1,057,933	1.1

郵便爲替比較

區別	内國爲替（振出）		外國爲替（振出）		人口十に對する金額
	口數	金額	口數	金額	
朝鮮	3,476,302	108,244,439	2,451	101,761	1.27
内地	3,183,777	63,068,663	2,175	110,101	1.40
臺灣	1,051,929	27,511,685	7,827	110,420	1.11





所送放洞貞(JODK)局送放城京  
室奏演(同)

郵便貯金比較

區別	現		預金額	預け人一人當り金額	人口千人當り	預金額
	預け人員	在				
朝鮮	二、八四〇、六五六	高	四四、〇〇七、一五四	一五・七	一三七	二、一五五
内地	三六、三五五、一八八		二、六七三、〇四三、一七二	七三・五三	五四八	四〇、三三〇
臺灣	四九四、八四七		一八、一四七、七六五	三六・六七	一〇五	三、六七九
關東廳管内	三三一、五五七		二九、八四五、三〇六	九〇・〇二	三六〇	三二、五四四
樺太	一四七、五六九		八、四〇七、〇四五	五六・九七	四〇	三八、六七六
南洋	一五、〇一五		一、八二〇、一七三	一〇・四九	二九	二一、三四四

區別	内國爲替(振出)		外國爲替(振出)		内人口十萬對する(振出)	
	口數	金額	口數	金額	口數	金額
關東廳管内	一、〇二一、二八九	二九、四三八、三六五	七八三	三三、二四四	七・四	三三、三三七
樺太	四三五、八一六	一三、五五三、一九六	三三	一、二七六	一四・八七	四六三、二六
南洋	七六、五二六	六、四九八、三三九	六四	五、七〇八	一〇・〇八	八五六、〇七

通信





電信比較

區別	電報發信通數	人口十に對する發信通數
朝鮮	六、四二九、五六八	三・〇九
內地	五五、五〇八、七二二	八・三七
臺灣	一、五六五、八六八	三・一七
關東廳管內	二、九三七、九六二	二二・一九
樺太	八四八、九一八	二八・九六
南洋	一二七、九六九	一六・八六

電話比較

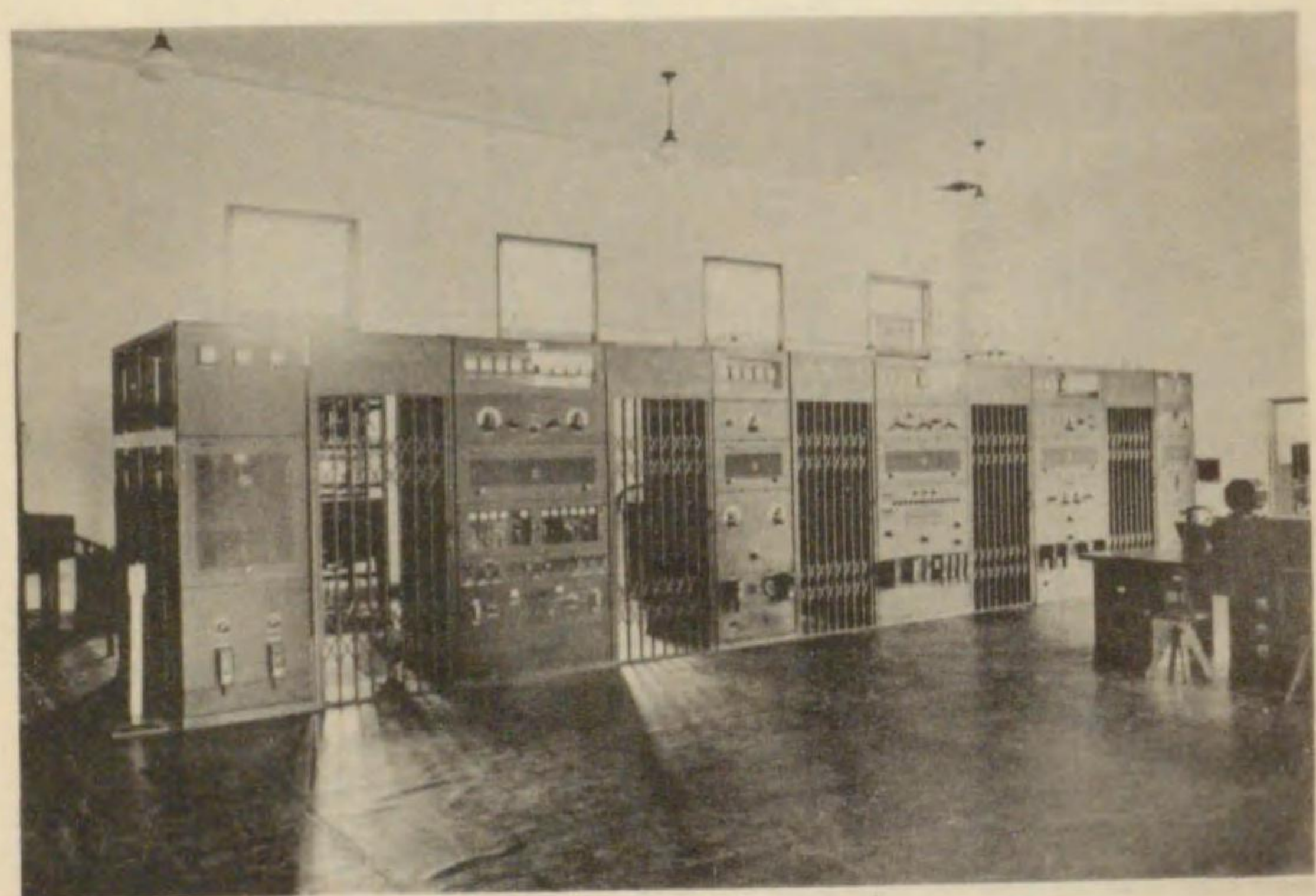
區別	電話通話度數	電話加入者
朝鮮	二三一、三〇九、二一五	三六、二二九
內地	三、四三四、五二二、八四四	七六一、一三六
臺灣	八〇、二〇〇、九四二	一五、五〇〇

通信





所送放禮延(JODK)局送放城京



室送放(同)

通信

三四

區別	電話通話度數	電話加入者
管内	二九六、八一三、〇〇三	二一、二五五
南洋	二四、八九八、三〇四	五、一七三
	二、二五五、五六四	三二七

### 三 既往五箇年間の比較

日韓通信機關合同當時に於ては諸般の設備不完全にして其の利用も亦幼稚の域を脱しませんでした。其の後制度が漸次改善せらるゝに伴ひ、業務各般の利用も全く面目を一新し、現今の如き盛況を呈するに至つたのであります。今、最近五箇年間に於ける事業發展の内容の一斑を示せば左の通であります。郵便取扱局所

年度別	局所數	一		積	所	當	リ
		面	局				
昭和八年度	八一三			二七一・五	方	一四	二五、五七四



電話取扱局所

通信

年 度 別	局 所 数	面 積		人 口
		一 局 所	一 人 口	
昭和八年 度	八三四	二六四・六七七 <small>方 呎</small>	二四、九三〇	
昭和七年 度	八二二	二六八・五四一	二五、〇六一	
昭和六年 度	八〇四	二七四・五四五	二五、一九五	
昭和五年 度	七八九	二七九・七六四	二四、五〇一	
昭和四年 度	七六四	二八七・〇四九	二五、一一七	

電信取扱局所

昭和七年 度	七九〇	二七九・四一九	二六、一〇九
昭和六年 度	七七八	二八三・七二八	二六、〇七〇
昭和五年 度	七四九	二九四・七一四	二五、八〇九
昭和四年 度	七二三	三〇五・三二二	二六、五四二





郵便線路

年度別	局所數	局所當リ	
		面積	人口
昭和八年度末	七三〇	三〇二・三八四	二八、四八一
昭和七年度末	七一四	三〇九・一六一	二八、八五一
昭和六年度末	七〇二	三一四・四四五	二八、八六五
昭和五年度末	六八五	三二二・二四九	二九、五七二
昭和四年度末	六六四	三三二・四四一	二九、一一三

年度別	通常道路	鐵道	水路	航空路
昭和七年度末	一一、八九七	四、二七三	二二、五二〇	九四〇
昭和六年度末	一一、四九八	四、一七〇	一三、二〇四	九四〇
昭和五年度末	一一、二八六	三、八三五	一三、九七四	九一〇

電信線路

昭和四年度末	一一、一七二	三、五五九	一四、〇七八	九一〇
--------	--------	-------	--------	-----

電話線路

年度別	陸上線		地下「ケーブル」線		水底線		計
	線路	線條	線路	線條	線路	線條	
昭和八年度末	八、五六一	四〇、〇三三	六	一、二八三	一	四三	八、七三八
昭和七年度末	八、四七〇	三八、四三〇	五	一、〇九八	一	四三	八、六六八
昭和六年度末	八、四四六	三八、三七四	二	九四一	一	四三	八、六三八
昭和五年度末	八、四三七	三七、九七四	二	九三三	一	四三	八、六三三
昭和四年度末	八、四四三	三六、六六六	二	七六六	一	四三	八、六三九



郵便

郵便

年度別	陸上線		地下「ケーブル」線		水底線		計
	線路	線條	線路	線條	線路	線條	
昭和七年度末	九、三四	九、三八二	四三	五、六六二	七	一八四	九、五七五
昭和六年度末	九、〇二	九、七三三	三七	五〇、三七八	七	一五八	九、一四七
昭和五年度末	八、九七五	九、〇六八	三五	四七、一九四	六	一六七	九、〇〇五
昭和四年度末	八、八〇〇	八、六一四	二九	四三、〇九五	五	一〇七	八、八三四
昭和八年度	二、六九、一七一、二九七	二、九三、五六四、一五〇	一、二九	二、二九四、四〇九	三、二七九、二一四	三、二七九、二一四	二、一〇、〇〇〇
昭和七年度	二、五二、七六三、九一六	二、七〇、七〇八、七八五	一、二二	二、〇八〇、八七九	三、〇五八、一一八	三、〇五八、一一八	一〇、一
昭和六年度	二、三八、四一一、九二四	二、五五、三五八、七三四	一一八	二、〇〇五、六九三	三、〇〇〇、五三一	三、〇〇〇、五三一	九、九
昭和五年度	二、三八、〇七六、四三三	二、五四、八三七、一四	一一三	二、一七四、三七三	三、二四、六九二	三、二四、六九二	一一、二
昭和四年度	二、四〇、三三三、二六八	二、六一、九四八、四三	一一五	二、三八八、四三六	三、五四四、三一九	三、五四四、三一九	一一、九
年度別	引受配達	人口一に對する發出數	引受配達	人口百に對する發出數			

郵便爲替

年度別	内國爲替		外國爲替	
	振出	拂渡	振出	拂渡
昭和八年度	三、四七、七、六〇七	三、〇九、八〇八	六、五四一	三〇三、七八三
昭和七年度	三、一八、九、三七三	二、七六、九八九	五、二三八	二〇五、二八五
昭和六年度	三、〇〇五、三九四	二、六〇九、六五七	七、六五一	二五〇、六六〇
昭和五年度	三、〇一九、〇三三	二、六〇八、八一九	九、九八三	三六六、三三七
昭和四年度	三、一五、一一〇	二、八六四、三八一	一〇、八〇四	四八九、四八六
昭和八年度	三、四七、七、六〇七	三、〇九、八〇八	六、五四一	三〇三、七八三
昭和七年度	三、一八、九、三七三	二、七六、九八九	五、二三八	二〇五、二八五
昭和六年度	三、〇〇五、三九四	二、六〇九、六五七	七、六五一	二五〇、六六〇
昭和五年度	三、〇一九、〇三三	二、六〇八、八一九	九、九八三	三六六、三三七
昭和四年度	三、一五、一一〇	二、八六四、三八一	一〇、八〇四	四八九、四八六
年度別 <td>口數</td> <td>金額</td> <td>口數</td> <td>金額</td>	口數	金額	口數	金額

郵便貯金

年度別	預入		拂渡		年度末現在	預け人一人當り金額
	度數	金額	度數	金額		
昭和八年度	八、三三七、六五九	八九、四八九、〇一五	三、〇八八、九四一	八六、八九五、三〇一	二、八四〇、六五一	四四、八〇七、一五五
昭和七年度	八、三三七、六五九	八九、四八九、〇一五	三、〇八八、九四一	八六、八九五、三〇一	二、八四〇、六五一	四四、八〇七、一五五
昭和六年度	八、三三七、六五九	八九、四八九、〇一五	三、〇八八、九四一	八六、八九五、三〇一	二、八四〇、六五一	四四、八〇七、一五五
昭和五年度	八、三三七、六五九	八九、四八九、〇一五	三、〇八八、九四一	八六、八九五、三〇一	二、八四〇、六五一	四四、八〇七、一五五
昭和四年度	八、三三七、六五九	八九、四八九、〇一五	三、〇八八、九四一	八六、八九五、三〇一	二、八四〇、六五一	四四、八〇七、一五五
年度別 <td>度數 <td>金額 <td>度數 <td>金額 <td>人員 <td>金額</td> </td></td></td></td></td>	度數 <td>金額 <td>度數 <td>金額 <td>人員 <td>金額</td> </td></td></td></td>	金額 <td>度數 <td>金額 <td>人員 <td>金額</td> </td></td></td>	度數 <td>金額 <td>人員 <td>金額</td> </td></td>	金額 <td>人員 <td>金額</td> </td>	人員 <td>金額</td>	金額



年度別	預入		拂渡		年度末現在		預け人一人 當り金額
	度數	金額	度數	金額	人員	金額	
昭和七年度	七,五〇四,九三五	七五,四五〇,二六六 円	二,〇一〇,四五五	七六,〇八六,三七六 円	二,四九四,〇六二	四〇,九三九,三九三 円	一六・四三
昭和六年度	六,五七五,九〇九	七二,七六六,七〇九	一,八一六,五〇六	七二,二〇五,六四一	二,二八三,八七一	四一,四三二,六六九	一八・一四
昭和五年度	五,五八三,五四五	六八,九八六,三三九	一,六〇七,九六九	六八,六九一,七四九	二,一八,一七八	三八,八五二,八六六	一八・三四
昭和四年度	五,七三六,〇八八	七〇,一三一,四一〇	一,四八〇,一〇六	六七,一三四,四三九	二,〇七八,六〇二	三六,二八六,四一七	一七・四六

郵便振替貯金局所受拂

年度別	拂込		拂出	
	口數	金額	口數	金額
昭和八年度	三,五四九,六四一	三,五四九,六四一 円	四六五,六〇八	一八三,四五四,八九二 円
昭和七年度	三,二一九,一〇四	三,二一九,一〇四 円	四三二,〇八三	一四三,七九七,〇一八
昭和六年度	三,〇七三,九四八	三,〇七三,九四八 円	三九六,〇五一	一三七,七九三,六六二
昭和五年度	三,〇一六,四七三	三,〇一六,四七三 円	三七八,八三六	一四八,一三七,六九三
昭和四年度	二,九九三,七四一	二,九九三,七四一 円	三六九,九二五	一六九,〇五七,四三一

郵便振替貯金口座受拂

年度別	受入		拂出		年度末現在 高
	口數	金額	口數	金額	
昭和八年度	二,八三六,五二四	三六七,一六三,九三七 円	八七五,六七六	三六六,七一九,〇五八 円	二八,六六九
昭和七年度	二,六〇九,三三三	三七一,五五四,〇四七	八三三,三四六	三三〇,六八三,〇一三	二七,一〇三
昭和六年度	二,〇四六,八七七	三一一,〇九〇,八〇〇	七八八,〇四四	三一一,三三七,七二〇	二六,〇二三
昭和五年度	二,五一九,五五九	三七五,七三五,一四九	七九八,五〇〇	三七五,四三三,三〇二	二五,〇四七
昭和四年度	二,五〇〇,六三四	三八八,四四六,二九六	七七五,三七七	三八八,四四四,三三八	二三,五六三

電信

年度別	發信		著信		中繼信	人口十に 對する發 信通數
	内國	外國	内國	外國		
昭和八年度	六,四〇〇,六〇一	一八,九六七	六,三三五,〇七八	二五,六一六	一一,〇八六,一三八	三・〇九
昭和七年度	五,七三四,六二三	二〇,二九一	五,七三五,九九九	二五,〇二二	五,七六〇,九三一	九,六九三,六七〇



# のへ明光は険保 歩一第



険保命生扇高群朝

## 電 話

年 度 別	通 話 数			年度末現在加入者
	市 内	市 外	計	
昭和八年 度	三二七、八六三、七八八	三、四四五、四三七	三三一、三〇九、二五五	三六、二二九
昭和七年 度	三〇六、五三八、八八六	三、一三八、一八五	三〇九、六五七、〇七一	三四、八六九
昭和六年 度	一八六、五二〇、九八五	二、八九七、七四六	一八九、四〇八、七三二	三三、九〇〇
昭和五年 度	一七三、三六一、四九七	三、一九四、四三二	一七六、四五五、九三九	三二、六六四
昭和四年 度	一七一、八三六、七六五	三、七七六、五三五	一七五、六一三、二九〇	三一、四八八

年 度 別	發 信		計	中 繼 信	人口十た 對する發 信通數
	内 國	外 國			
昭和六年度	五、五七八、三三七	一七、八三八	五、五九六、〇七五	九、二四、七三一	二・七六
昭和五年度	五、六七九、五九〇	一八、一九〇	五、六九七、七八〇	九、三四九、八一三	二・九四
昭和四年度	六、〇三七、六五九	二〇、三九五	六、〇五七、九五四	九、九九二、〇八六	三・一六

通 信





所談相康健險保易簡鮮朝城京







## 朝鮮簡易生命保險

### 一 朝鮮簡易生命保險事業の沿革

朝鮮に簡易生命保險を實施しやうと謂ふ計畫は、大正元年頃に其の端を發しましたが、爾來幾多の曲折を経て、漸く昭和四年二月第五十六議會に於て關係法律案及豫算案の通過を見、同年十月一日より實施せられるに至りました。

### 二 朝鮮簡易生命保險制度の概要

朝鮮簡易生命保險は、多數民衆の利用に適する簡便なる生命保險で、政府の獨占經營するものであります。其の特長を擧ぐれば、保險加入の際、被保險者の身體検査を行はず所謂無診査保險であること、保險料は月掛とし且郵便局所より集金すること、



保険金額の小口であること等であります。之が取扱機關としては中央に於ては、朝鮮總督府遞信局が事務管理廳を爲り、地方に於ては、全鮮七百九十の郵便局所が契約の申込、保険料の受入、保険金の支拂、其他契約に關する諸般の事務を取扱つて居ります。

保険の種類は終身保険と養老保険の二種類で、養老保険には十年、十五年、二十年、二十五年、三十年、三十五年及四十年満期の七種があります。

加入の年齢は満十二歳以上満六十歳以下であります。

保険金額は被保険者一人に付て、二十圓以上四百五十圓以内であります。

本保険は所謂無診査保険である爲、病弱者の加入を防止する必要がありますので、保険金支拂に削減期間を設け、契約成立後一年以内に死亡したるものには死亡迄に拂込むべき保険料に相當する金額を支拂ひ、契約成立後一年を超え二年以内に死亡したるときには契約保険金額の二分の一を支拂ふことに爲つて居ります。但し傳染病豫防令

第一條第一項の傳染病（コレラ、赤痢（疫痢を含む）、腸チフス、パラチフス、痘瘡、發疹チフス、猩紅熱、デフテリア、流行性腦脊髄膜炎及ペスト）又は災害に因て死亡した場合には何時でも保険金の全額を支拂ふことに爲つて居ります。

保険料の拂込に付ては契約者の便宜を計り、特に契約者が郵便局所の窓口で拂込むことを欲する場合の外、毎月郵便局所員が集金に行くことに爲つて居り、又一時に六箇月分以上も取纏めて前納する場合には六箇月分毎に保険料月額額の二分の一に相當する金額を割引することに爲つて居ります。

其他貸付、契約の變更、契約復活の制度、癡疾者に對する保険料拂込免除等の特例があります。尙朝鮮簡易生命保險審査會が設けられまして、加入者側と政府との間に紛争の生じた場合には單に書面による請求に依つて審査會の審査を受けることが出来るやうに爲つて居ります。



### 三 朝鮮簡易生命保險事業の概況

本事業は實施以來意外の好成績を収めて居ります。今其の成績を擧げるに左の通であります。

#### 事業成績

年 度 別	新契約	復活	死亡	解約	失効	其の他の 事由に因 る減	年 度 末 現 在 契 約	
							件 數	保 險 料 保 險 金 額
昭 和 八 年 度	一九、七三三件	五、九三七件	八、三三三件	九、一八三件	七、三三九件	九七件	五三一、五〇五件	九七、三三〇、三八一円
昭 和 七 年 度	一九、〇七五	三、八三六	六、〇七〇	一〇、四一九	八、六四九	六四三	四三六、五二六	四三四、〇〇七
昭 和 六 年 度	一七、〇六六	二、三六八	三、九七二	八、七〇八	七、六三三	三三三	三三〇、七八五	三三七、八三九
昭 和 五 年 度	一七、六〇三	六三一	二、三三七	二、三三三	四三、九六六	一六六	三四六、九三三	二七〇、一七三
昭 和 四 年 度	一五、一三九	六	三三七	六〇	五、七〇六	三三	一八、四三九	一五九、七〇八
								二四、八七九、四三七

#### 保險金支拂高

種 別	件 數	金 額
全 額 支 拂	六、一一六件	一、三一六、七二九円
半 額 支 拂	五、一三七	四九八、四〇七
一 部 支 拂	八、二五九	五三、八〇四
計	一九、九五二	一、八六八、九四〇

備考 本表の計數は事業創始以來昭和九年三月末迄に保險金の支拂を了したるものを掲ぐ。

積立金の運用 本事業の積立金は朝鮮總督が之を管理することに爲つて居ります。其の運用の方法は契約者に貸付を爲すの外、國債にて保有し、又大藏省預金部に預入し之を一般に貸付を爲すことに爲つて居り、其の方針は朝鮮内の公共的又は社會政策的の事業に低利を以て貸付を爲すものであつて、大體資金の地方還元を目標とし



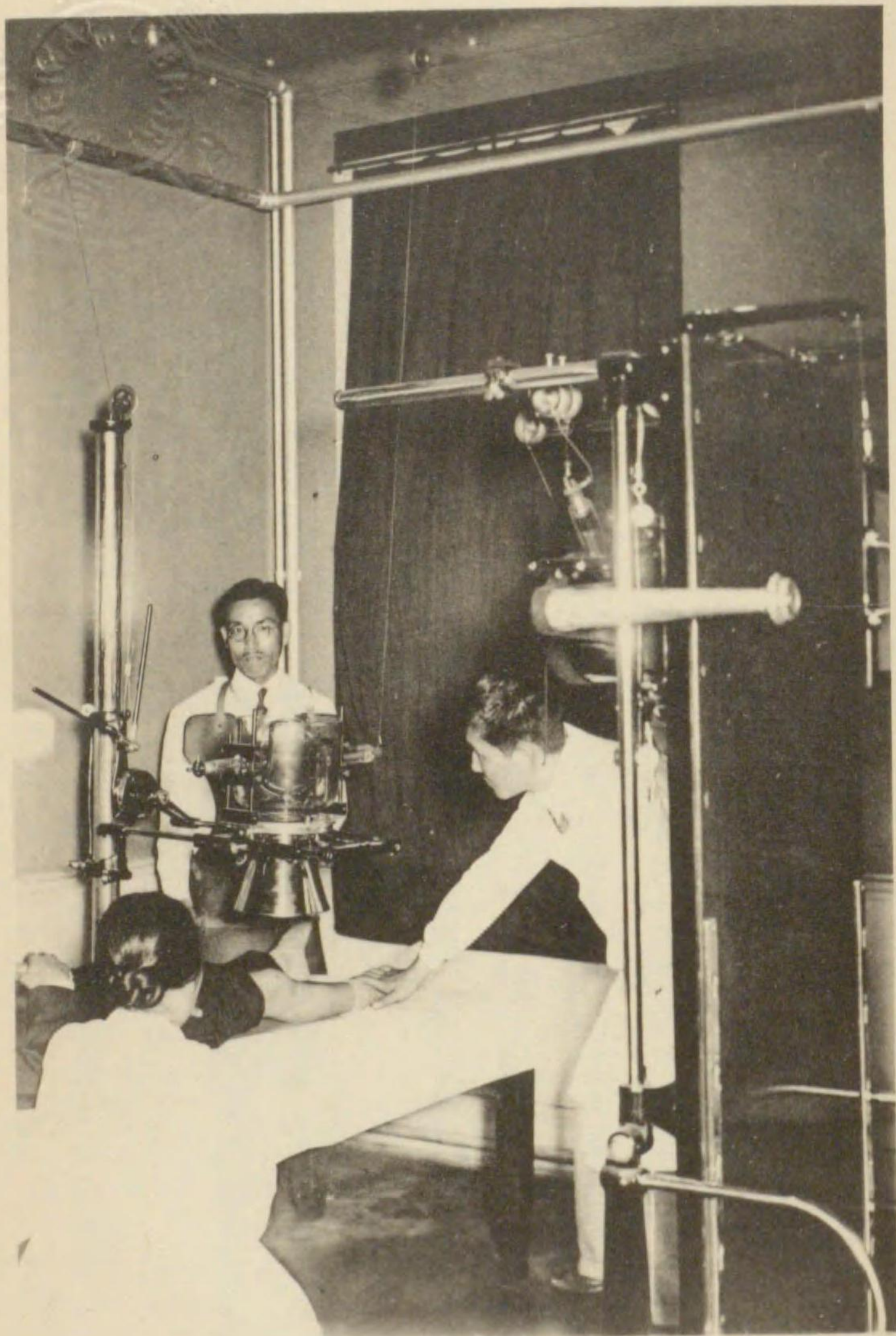
て居ります。

現在積立金の額は一千八十八萬餘圓に達して居りまして、其の放資状況は左の通であります。

此の積立金の運用に依つて産業の開発、公共的又は社會政策的事業に貢献するもの蓋し少くないことでありましよう。

積立金放資状況 (昭和九年三月三十一日現在)

種 別	金 額
公 共 債 保 有 付	五、五七三、三一七
國 債 保 有 付	一、〇一〇、一六〇
契 約 者 貸 付	一、一五、七五八
預 金 部 預 金	四、一八七、五〇三
合 計	一〇、八八六、七三八



京城朝鮮簡易保險健康相談所に於けるレントゲン設備



朝鮮簡易保險健康相談所 朝鮮簡易生命保險被保險者の健康保持を圖り、併せて事業の健實なる發展を期する目的を以て、昭和七年十月京城及釜山に、翌八年十月平壤及大邱の兩地に朝鮮簡易保險健康相談所を設置し、總ての取扱を無料を以て一般健康上の相談に應じて居るのでありますが、其の成績は極めて良好で、被保險者の保健上多大の裨益を爲すものご思料せらるるのであります。尙健康相談所は逐次鮮内各地に増設される見込であります。相談所の設置してない地方の被保險者の爲に、特に醫師を派遣して巡回健康相談の需に應じ、又は京城健康相談所に對し無料普通郵便に依る書面相談を爲し得る方法もあります。

此の外京城、釜山及大邱健康相談所には何れもレントゲンを設備して居りますが、京城健康相談所では、尙特殊の施設を要する醫化學的検査及血精化學的検査をも取扱ひます。

各健康相談所に於ける創始以來の事務取扱狀況を示せば左表の通であります。



我等の生命を護る  
 라하  
 朝鮮簡易保險健康相談所  
 京 釜 山 平 壤 大 邱

朝鮮簡易保險健康相談所事務取扱状況

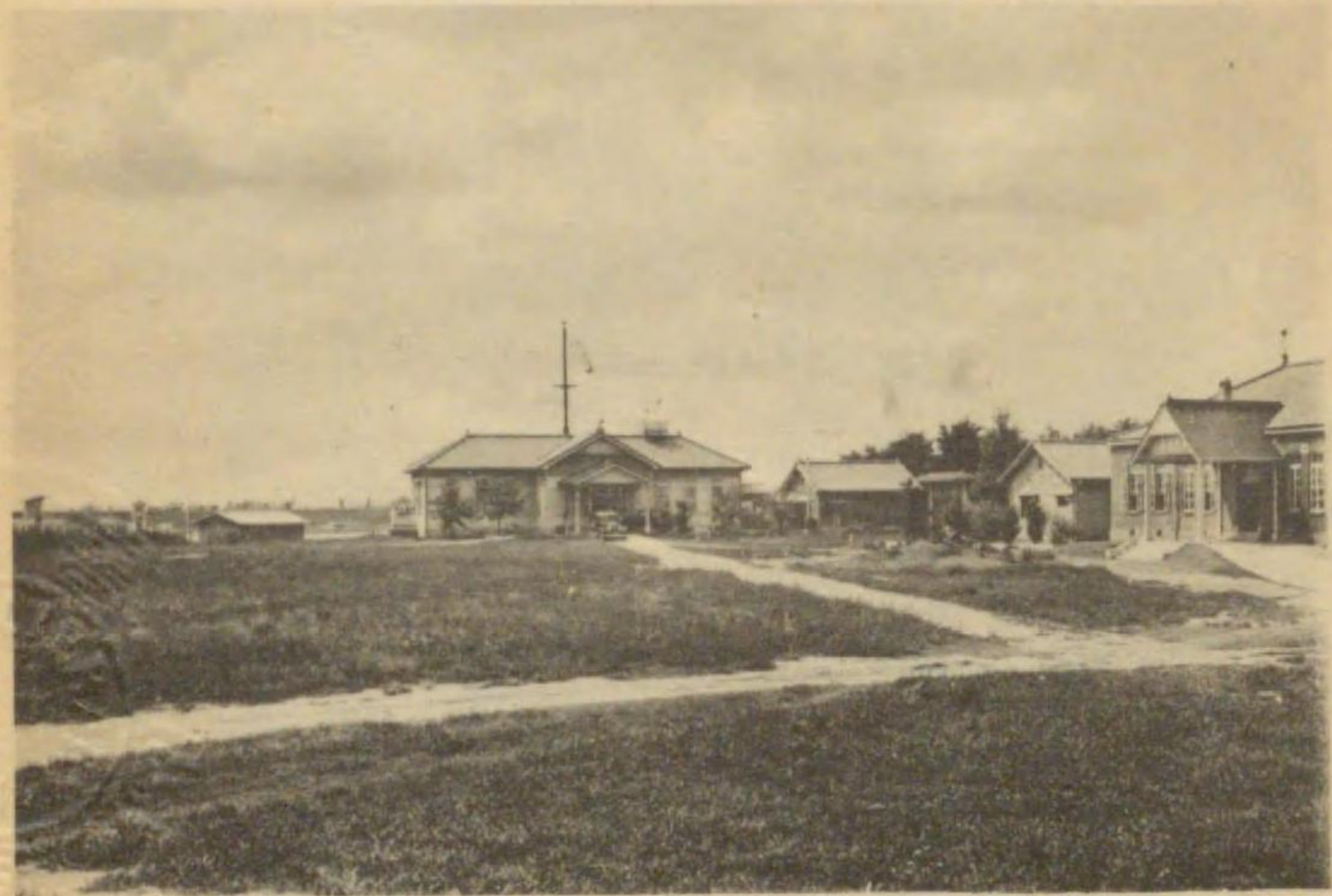
保 險

五〇

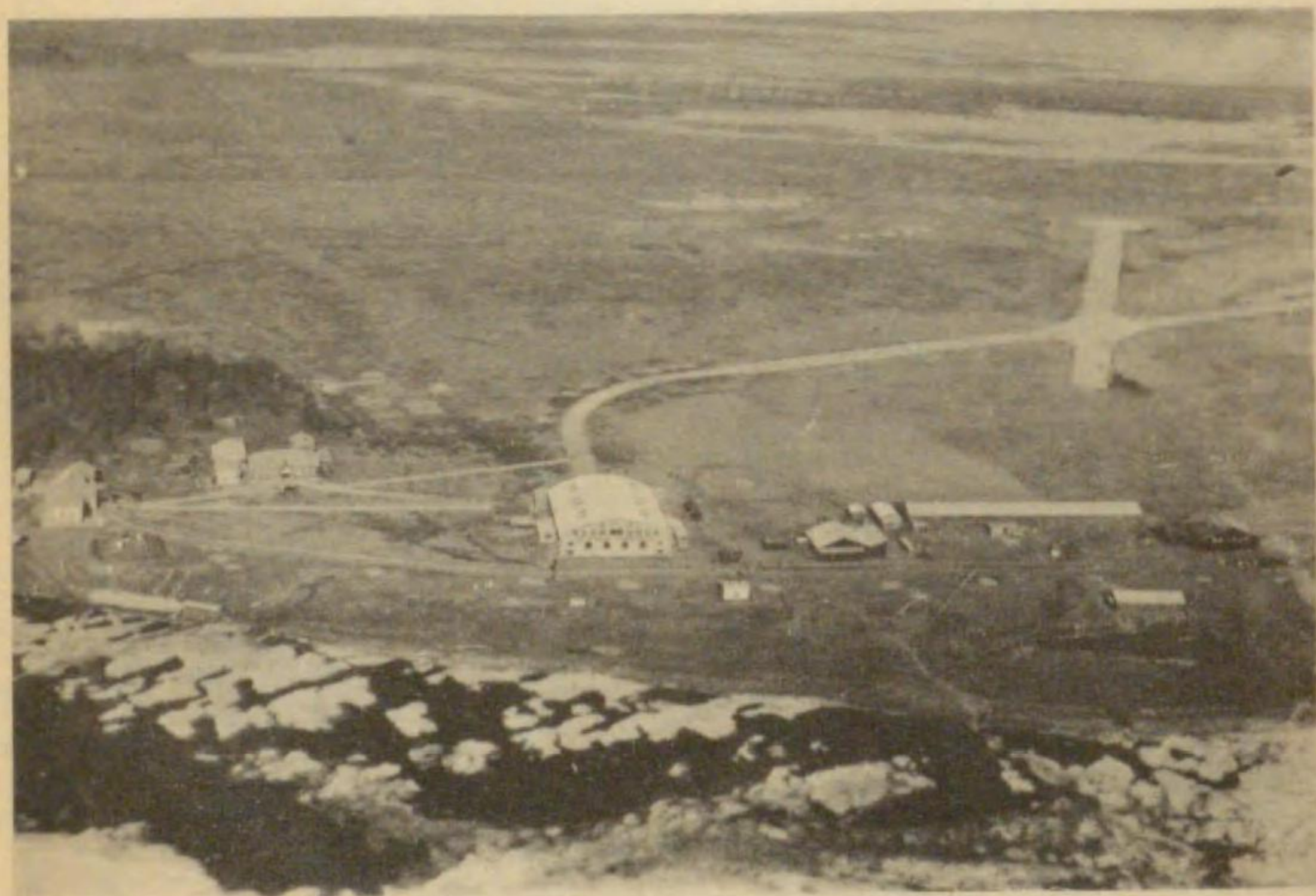
種 目	京 城	釜 山	平 壤	大 邱	合 計
健 康 相 談	一九、二三二	一三、八二一	一、九五九	三、八七二	三八、八八四
處 方 箋 交 付	四、六八〇	三、六九二	三四四	六六六	九、三八二
診 斷 書 交 付	二二〇	二九二	一五	二七	五五四
書 面 相 談	三〇七	一	一	一	三〇七
血 精 檢 査	九二〇	一	一	一	九二〇
レントゲン検査	一、三〇九	一、一六六	一	一	二、四七五
其 他	一、二二八	八、〇七四	三四三	三、一八五	一二、八三〇

備考 大邱健康相談所にレントゲンを設備したるは昭和九年五月とす





場 行 飛 城 京



場 行 飛 城 京 る た 見 り よ 上 機





## 航 空

### 一 施設の概要

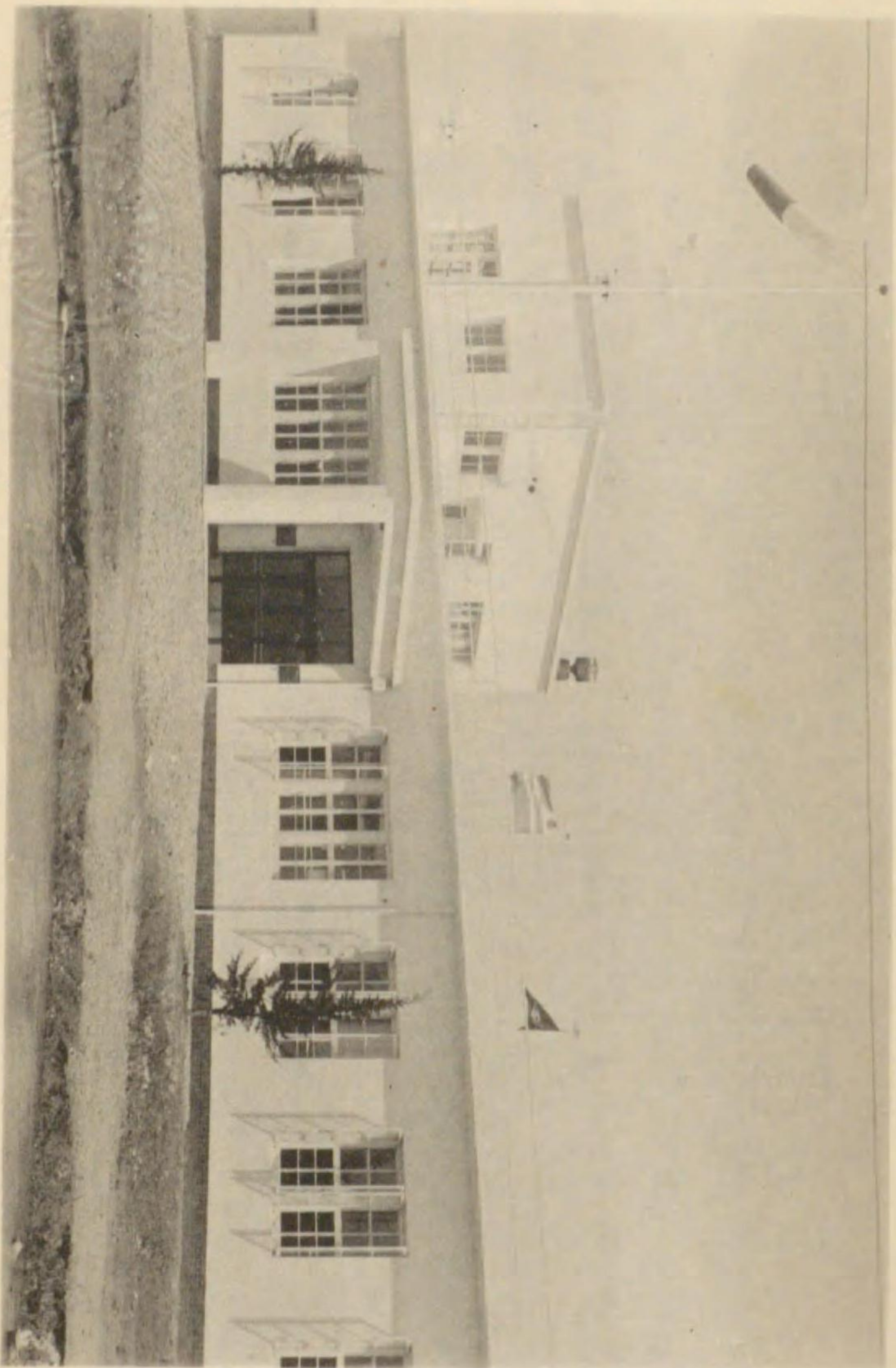
航空事業の發達が運輸、交通並に通信上極めて重要であり且國防上不可分の關係があることは言を俟たざる所であります。之が爲に歐米諸國は航空界の異常なる發展にも甘んずることなく益々其の發達を企圖しつつある狀況であります。

朝鮮は恰も國際航空路の要衝に位する關係上、又一面には民間航空事業の發展に應ずる爲、航空路の設置は最も緊急を要する次第であります。航空路の設置には飛行場、航空標識、航空氣象觀測所の設置、航空用通信設備及夜間照明設備等を要し、之が爲には多額の經費を必要としますので、財政の關係、施設の緩急等を考慮して漸次其の整備を圖ることとし、先づ其の第一着手として飛行場並に其の附屬設備、航空標



識の設置、航空用通信設備を致しました。即ち飛行場としては京城（汝矣島）、蔚山及新義州に之を設置し、蔚山飛行場は昭和三年十二月に、京城（汝矣島）飛行場は事務所及羅針盤修正臺、道路、飛行機計量機等の設備が完成し昭和四年四月に、新義州飛行場は昭和八年六月に何れも開場したのであります。尙昭和七年度に於て農村振興事業として總經費二十萬圓を以て京城飛行場に滑走路の構築、連絡道路の改修を行ひ其の面目を一新したのであります。又航空用通信設備としては昭和五年七月新に蔚山に航空用の無線電信局を新設し、京城無線電信局に受信設備を施しました。尙蔚山飛行場内に観測所支所を設置し、昭和六年七月一日より航空に關する氣象觀測を開始致しました。

次に航空標識は蔚山、黃澗、大田、天安、京城、沙里院、平壤、定州及新義州の九箇所に之を設置し、此等は何れも既に竣功してゐるのであります。



新義州飛行場





## 二 民間航空事業の概況

曩に政府補助の下に成立しました日本航空輸送株式會社は、京城府外汝矣島に其の支所を、蔚山、平壤及新義州に夫々出張所を設置しまして内地、朝鮮及滿洲間定期連絡飛行を開始し、昭和四年四月一日から一週間三往復を、昭和五年四月一日から一週間六往復を実施するここに爲つたのであります。

以上の外尙二人の民間航空事業者を有して居り、何れも相當の成績を擧げて居りますが、近時内外に於ける諸事情は朝鮮に於ける航空思想を著しく促進せしめ、従つて民間航空事業も將來益々發達するものと思惟されるのであります。

昭和九年三月末現在の民間航空事業の概況は左の通であります。

日本航空輸送株式會社支所

一

同

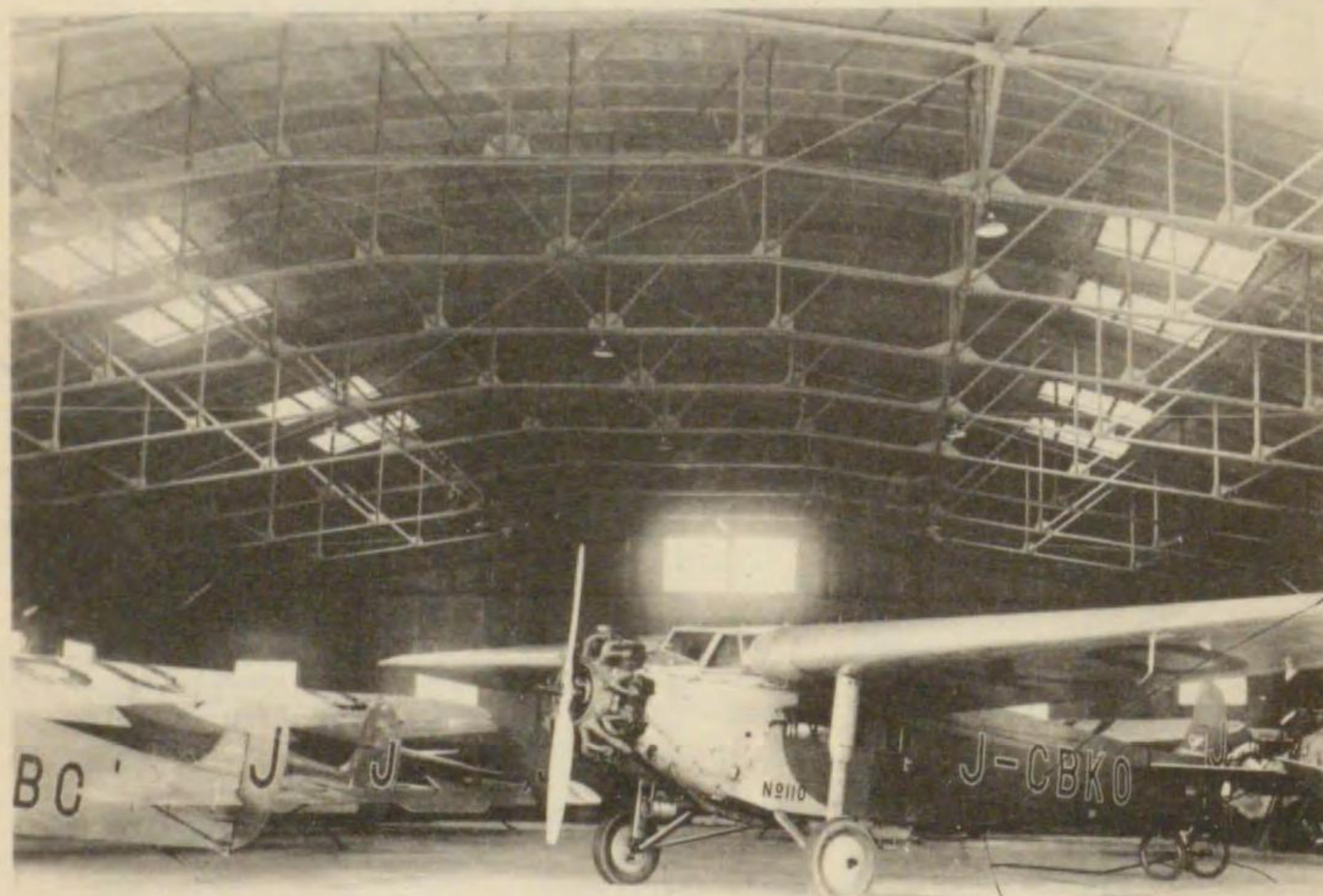
出張所

三





機客旅 社會式株送輸空航本日



庫納格 社會式株送輸空航本日

海 事

一 海運事業の沿革

航	機	操	飛	航	同
空	關	縱	行	空	海
士	士	士	機	關	事
數	數	數	數	係	
				技	
				術	
				者	
				養	
				成	
				所	
				所	
				營	
				業	
				所	

七	七	一七	七	二	一	一
(全部内地人操縦士にして航空士免狀を併有す)	(全部内地人にして内一名は操縦士にして機關士免狀を併有す)	(内地人 一六)				



古來朝鮮は日本及支那に對し通商の事實がありましたけれども、近世に至る迄彼我僅に帆船の來往するものあるに過ぎなかつたのであります。然るに明治九年日韓修好條規が締結を見るに至りまして、初めて日本郵船株式會社所屬汽船の來航を爲り、次で元山及仁川の開港を見るに及び、大阪商船株式會社も亦汽船航路を開始し、爾來世運の進歩に伴ひ内地、朝鮮間及朝鮮内沿岸全部に互りて汽船航路を漸増し、遂に今日あるを致したのであります。

海運事業は之を大別して本府の補助命令に依るもの、本府以外の命令に依るもの又は命令に依らざるものに分つこころを得るのであります。先づ本府命令に依るものより述べますれば、由來韓國政府時代に於ける海運に關する施設としては何等見るべきものがなかつたのであります。日清戰役後、同政府は海運事業の忽にすべからざるを悟り、當時政府の所有船であつた蒼龍外二隻を日本郵船株式會社に貸與し、政府保護の下に北鮮方面の航海を爲さしめ、爾來同會社は其の保護の下に之を繼續するこころ三



箇年に及びましたが、偶釜山に於て朝鮮人の經營する協同汽船會社が設立されましたので、政府は日本郵船株式會社に對する委託を解除すると同時に、同社に對して其の所有船の拂下又は貸與を爲し其の經營を引繼がしむるに至りました。其の後明治三十年仁川在住の堀某が仁川、群山及大同江附近の間に航路を開始し、日本郵船及大阪商船兩會社の釜山、仁川航路と連絡を取り、専ら米の輸出を圖りましたけれども、經營數年にして廢止するに及び、元山在住の吉田某は其の使用船を買収して、元山を起點とする北鮮沿岸航路を開始しましたが、經營動もすれば困難を告ぐるに至りましたので、明治四十一年韓國政府は國幣三萬圓を割いて前記の吉田某に貸與し、釜山雄基間に命令航路四線を開始せしめました。之が朝鮮に於ける命令航路の濫腸であります。

東沿岸に於ける航運は斯の如く稍々節制ある秩序的航海を見るに至つたのでありますが、南沿岸の航運に對しては未だ何等の施設なく、物資の運輸上圓滑を缺く所のも

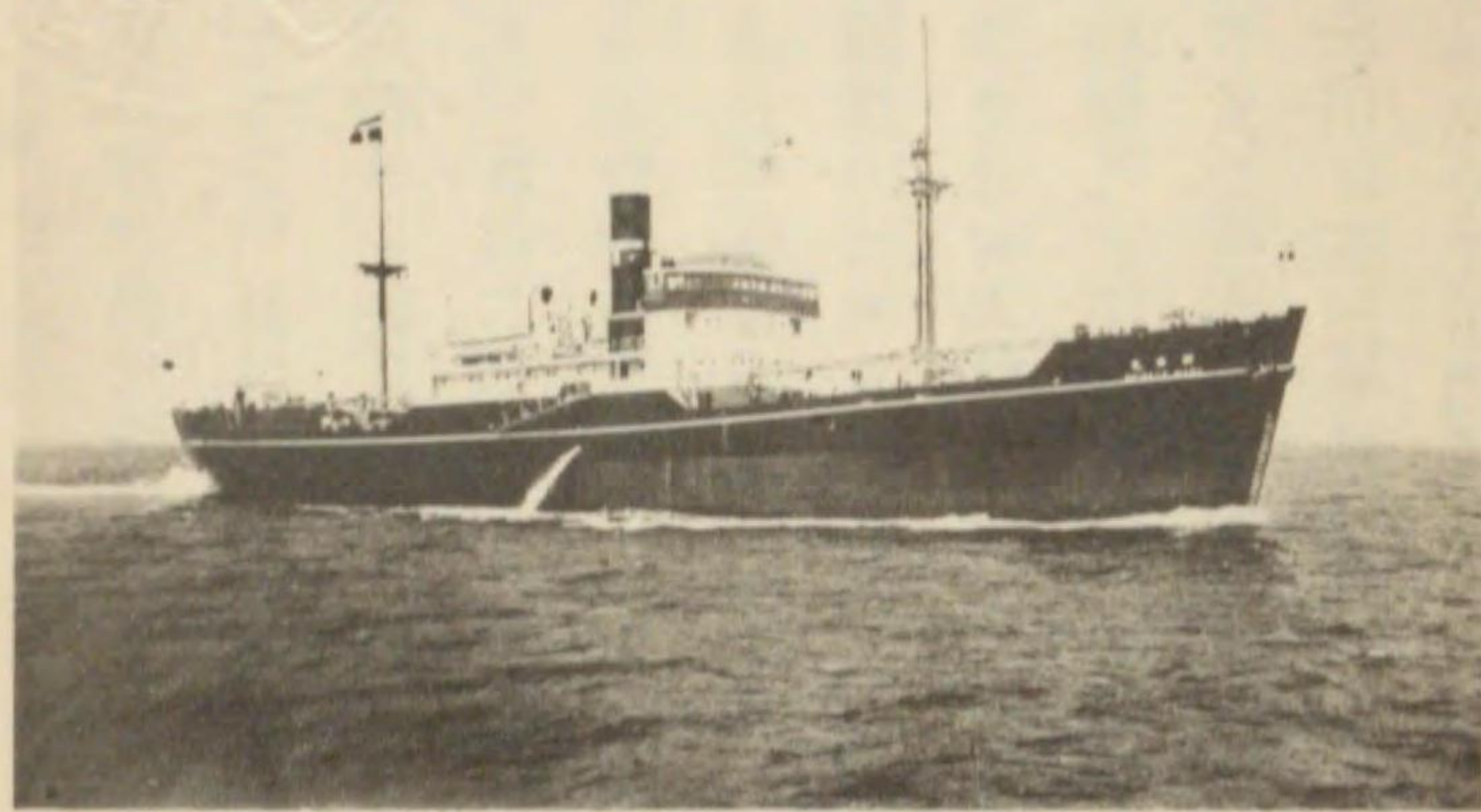
のが少くないので、當時の釜山理事廳は民間有力者を説いて釜山汽船會社を創立せしめ、韓國政府も同社に命令して、金三萬圓を貸與し浦項、木浦間に命令航路を開かしました。其の後幾何もなくして松江の共同汽船、大阪商船等の競争航路が現れました爲其の經營に動搖を來たし、之が爲釜山汽船會社は維持甚だ困難に陥つたのであります。更に明治四十二年に至つては韓國政府は更に木浦在住の武内某に對し年額約五千圓を貸與して多島海及木浦、群山間に命令航路を開始せしめ、南沿岸に定期汽船の出入を見るに至りました。而して上叙の命令航路は日韓併合の大業が行はるるに及び朝鮮總督府に於て之を繼承しました。

斯くして朝鮮沿岸は西北部を除くの外定期航路の實現を見るに至りましたが、何れも小規模の會社又は個人の經營に屬し、朝鮮産業の奨励、貿易の振興、交通の改善發達等は之を期待すべからざる状態でありましたので、總督府は命令期間の將に滿了せんとするのを好機として、個々に分立せる各經營者に對して合同經營を慫慂しました

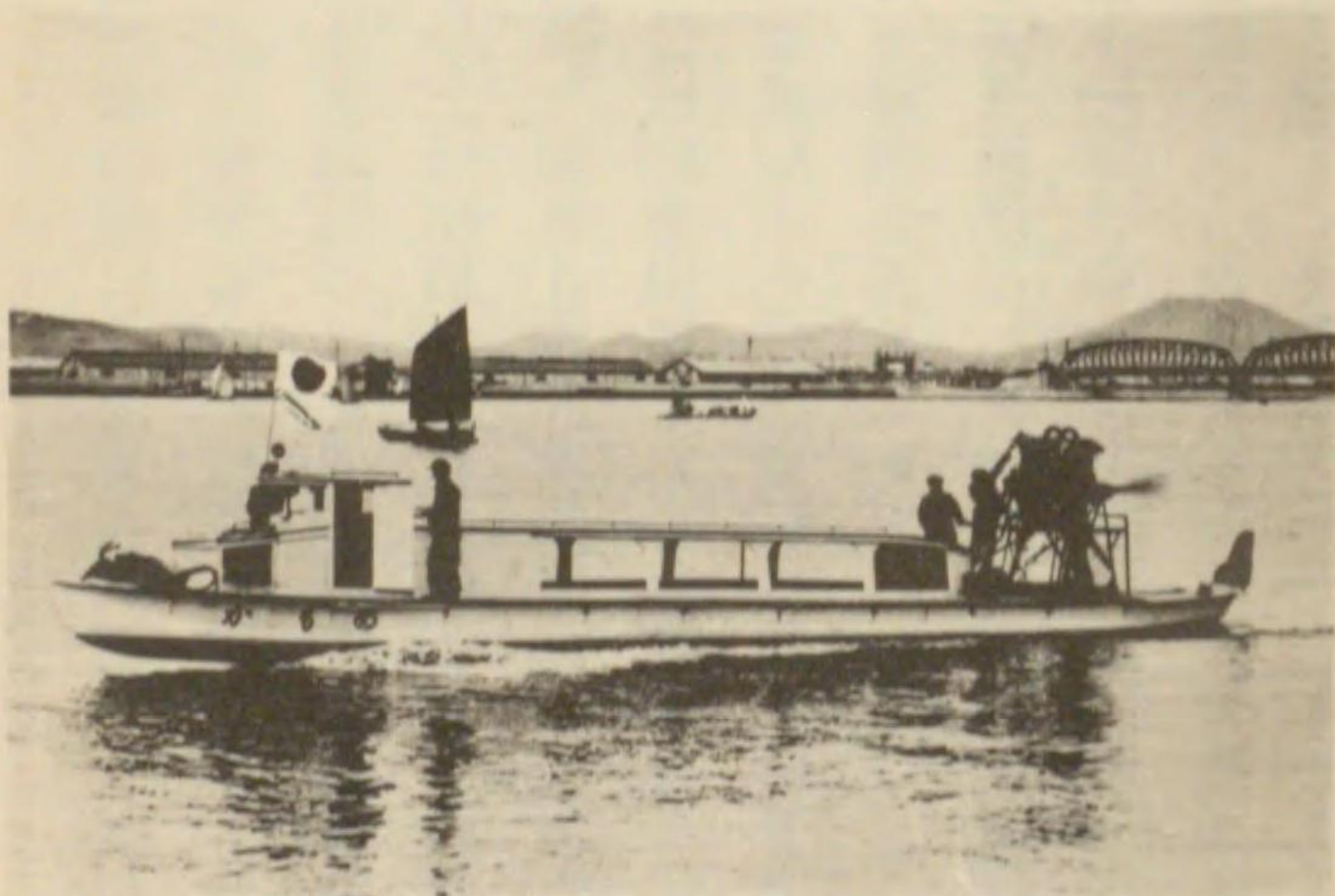


結果、明治四十五年一月を以て資本金三百萬圓の朝鮮郵船株式會社の成立を見るに至りました。依つて總督府は同社に對し明治四十五年度以降三箇年を期して沿岸定期航路九線の航海遂行を命令し、茲に始めて沿岸航路の統一をみたのであります。其の後命令を更改するこゝ八度、朝鮮海運の實勢と貿易並に産業状態とより之を査覈して専ら近海航路への進出の計畫を樹て、現在沿岸航路二線、近海航路九線、寄港（近海）航路四線、河川航路二線、計十七線を命令して居ります。

更に地方廳其の他の命令及官公營の航路に就て海運事業消長の跡を尋ねて見まするに、命令に於ては日本郵船及大阪商船の兩社は朝鮮の開港と共に遞信省の命令に依り朝鮮航路を開始し、經營十數年に互り朝鮮産業の開發に貢獻せし所少くなかつたのであります。其の命令解除の已むなきに至つた後に於ても、日本郵船は横濱、北支那線の往航を仁川に寄港せしめ、又大阪商船は自營の地方廳の補助に依り西鮮沿岸航路を、又陸軍省命令に依つて互光商會と共に東沿岸航路を經營し、以て十數年に及びま



丸京新船航就線京東鮮北社會船郵鮮朝



丸鷗船ラベロブ江迦江綠鴨 司公船輪江綠鴨



したが、其の後各社共廢航致しまして、現在では僅に大阪商船會社のみ自營定期航路を繼續して居ります。又對馬商船會社は地方廳の補助に依つて長崎又は博多より釜山との間の航路を、阿波國共同汽船會社は關東廳の補助に依つて大連、仁川間の航路を經營し、其の後大正十一年に至つては本府も亦之を補助し、其の他地方廳の補助又は其の經營に依るもの近海航路以下十數線を算する状態であります。

次に自營航路に在りましては、仁川の堀某が西海岸の一部に航海を開始したのを以て嚆矢とするものの如く、次で元山の吉田某、仁川の秋田某等、年々漸を遂ふて沿岸及近海に幾多の經營者が續出するに至りましたが、何れも其の事業に消長があつて開廢常なく、其の沿革を經營は今之を詳にすることが出來ませぬけれども、逐次朝鮮の産業開發に依りて健實なる經營者を増加し、今日に於ける自營航運の隆盛を致したるものであります。而して昭和九年四月一日現在に於ける定期航路は前記の本府命令航路十七線の外他官廳命令航路十五線、官公營航路三線、自營航路百四十一線の多數



に上つて居ります。

## 二 海運事業の概況

船舶 朝鮮に於て初めて船舶事務を執行したのは明治四十三年四月でありまして、當時海事行政事務は度支部關稅局に於て之を管掌し、仁川、釜山、元山及鎮南浦の各稅關をして管海官廳の事務を掌らしめ、尙外に各開港場に於ける統監府理事廳に於ても亦登録及検査事務を執行せしめて居りました。而して創業當時たる明治四十三年度末に於ける登録船舶は汽船四十隻、七千八百十五噸、帆船三十三艘、千九十九噸、石數船十五艘、四百六十八噸で今日の隆盛に比すれば洵に微々たるものでありました。

明治四十五年海事行政事務を遞信局の所管に移し、次で大正三年海事法規の統一を見るに及びまして朝鮮に於ける海運事業も駸々乎こして進展し、置籍船舶も亦著増の趨勢を見るに至りました。試に創業當時の船舶数を僅々四箇年を経過したるに過ぎない大正三年度末の現在數に比較して見るに船數に於て二百五十二艘、噸數に於て一萬一千四百三十七噸の大増進を示して居ります。

而して此の著しき増加の現象は、從來無鑑札又は韓國政府より交付したる鑑札類似の證票に依り自由に運航に従事して居りましたものが、新法の適用に依りて漏なく登記登録を爲したる特殊の理由に因ることも確に其の一因ではあります、尙當時已に事業の進運の特に著しかつた事も亦見逃すことは出来ません。爾來此の趨勢は年を逐うて益々健實味を増し、加之、機を見るに敏なる船主間に朝鮮に於ける置籍が内地又は關東州に比し有利なることが認めらるるに及びまして、大正五年前後に於ては特に大型汽船の朝鮮に轉籍するものが輩出するに至りました。

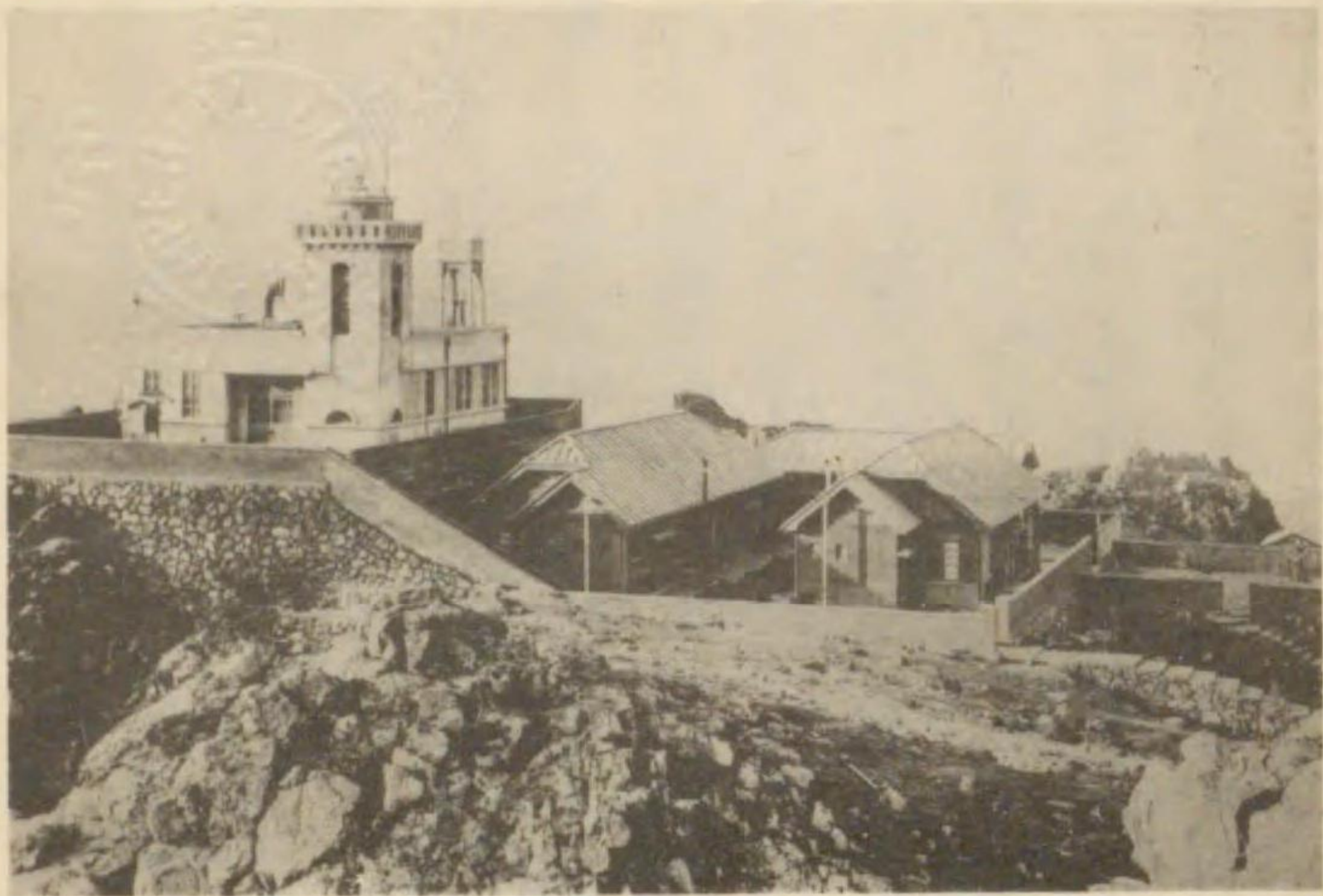
而して昭和九年四月末現在に於ける登録船舶數は汽船二百三十二隻、五萬一千八百三十八噸、帆船八百三艘、二萬六千八百三十五噸の多數に上り、之を創業當時に比す



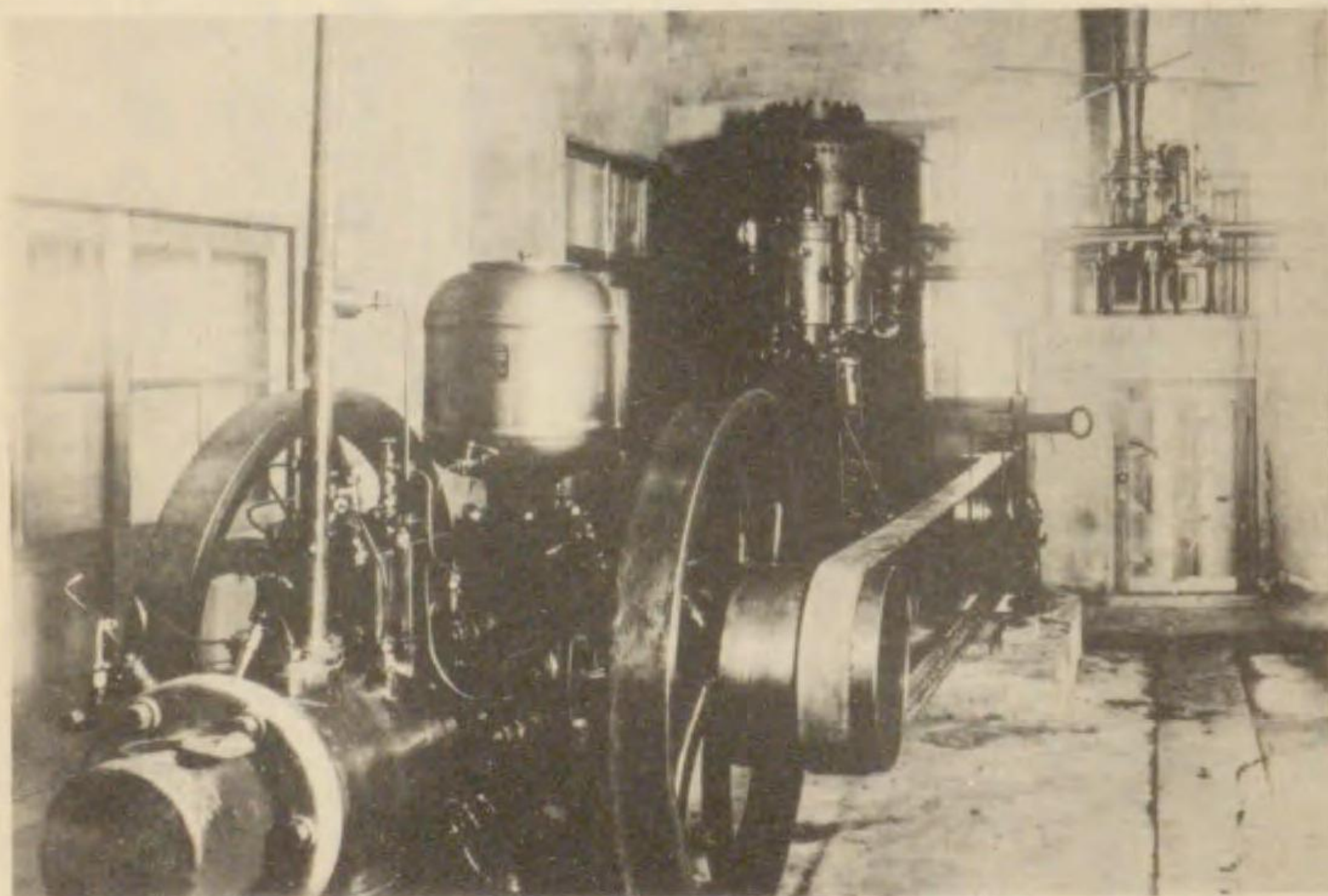
れば船數に於て百八割、噸數に於て七十四割の増加を示して居ります。

造船及鐵工業に對しては從來何等保護政策として見るべきものがなく、僅に船舶建造及修繕用物品承認規則並に同物品輸入税免除認許に關する件を制定して造船獎勵の一助たらしめて居りましたが、資本及設備の充實せるもの少く而も其の能力は漸く二百噸未滿の新造及修繕を爲すに過ぎませんでした。昭和二年釜山西條鐵工所に於て初めて總噸數三百噸の鋼鐵船の建造を見ましたが之が先づ朝鮮造船史上に於ける特筆すべき記録であります。

朝鮮に於て造船事業の兎角振はないのは種々な理由がありませうが、熟練職工の不足造船材料を總て内地に仰がなければならぬ關係上、勢ひ賃銀並に材料の不廉を爲り、之が爲に船舶所有者は多く所有船を内地に廻航して修繕を施すの實情に在つたやうであります。然るに偶々戰時活況に由る一時的現象として大正六年以後に於ては一般に船腹不足の影響を受け、朝鮮造船界にも一時異常なる活氣を呈し、就中鴨綠江畔



卵 島 燈 台



卵 島 燈 台 霧 信 號



に在りては比較的大規模の造船所を設立し、鴨綠江材を以てする大型帆船の新造を爲し、其の需要は鮮内及支那方面に迄伸長するに至りましたが平和克復と共に船腹緩和を爲り事業上に一頓挫を來し、其の後打續く一般海運界の不況に伴ひ再び沈衰の状態に陥つて仕舞ひました。

而して大正元年以降昭和八年度に至る鮮内各造船所に於て新造したる總噸數二十噸以上のものにして朝鮮に置籍したる數は汽船五十九隻、二千八百六十七噸、帆船四百二十二艘、一萬五千四百七十三噸に及んで居ります。

海員 海員の保護及取締に關しては、韓國政府時代に在つては何等施設の見るべきものがなく、僅に隆熙四年(明治四十三年)に發布せられた検査法規中技能劣悪の職員に對する制裁的の一條文があつたに止り、事實上は内地の規定を參酌して其の取締を爲して居りました。殊に帆船の如きに至つては、往々にして無免狀者が自由に操縦して居たやうな次第で、従つて海難の事故等も生じ易く、航海上の保安は到底期待し得



られないばかりでなく、職員試験制度が確立して居ない爲に有技者は總て之を内地に求めなければならぬ状況に在り、自然海運事業の發展に影響する所が甚大でありました。而して大正三年船員及船舶職員に關する法規の發布を見るに及びまして、此等の弊は一掃され、海員に關する施設は漸次完備するに至りました。然るに歐洲戰亂は帝國の海運事業をして急激なる發展を爲さしめたる結果、海員の需給俄に均衡を失し、朝鮮の海員も亦其の影響を受けて不足の状態が日を逐うて増大しましたので、之が對策として、一面管海官廳をして海員養成上多大の努力を竭さしめ、更に講師を各地に派遣して出張講習を爲さしむる等機宜の措置を施すと共に、海員養成機關急設の計畫を樹て、大正八年七月海員養成所を仁川に設置しました。同養成所は、其の後鎮海に校舎を新築して昭和二年八月同地に移轉し、専ら内容の充實改善を期しつつあります。其の外、船舶職員試験を毎年二回定期に仁川及釜山の管海官廳所在地に於て之を行ひ、尙必要に應じて各地に臨時試験を執行する等、銳意其の充足に意を用ひつつ

あります。

而して昭和九年三月末現在に於ける海員數は内地人二千六百十二人、朝鮮人三千九百五十五人、外國人七十七人、計六千六百四十四人の多數に上つて居ります。

航路標識 朝鮮に於ける航路標識事業は明治二十七、八年日清戰役に際し、日本政府に於て艦船の通航上標識設置の必要を感じたる結果、明治二十八年六月より九月に至る四箇月間に互り汽船明治丸をして朝鮮全沿岸に於ける燈臺建設位置の調査を爲さしめたるに端を發し、其の後明治三十四年時の駐韓日本公使は、明治十六年七月日韓兩國間に締結せる日本人民貿易規則に基き韓國政府に交渉したる結果、同國政府は日本より技師を招聘して各航路に標識を建設するの計畫を樹つるに至り、明治三十五年初めて仁川に海關燈臺局を設置し、度支部管理の下に小月尾島外三箇所の建設に着手し、翌三十六年點燈を開始したるを以て嚆矢とします。

其の後日露戰役に際會し、日本大本營に於て鴨綠江に多數の浮標を碇置し、一面工

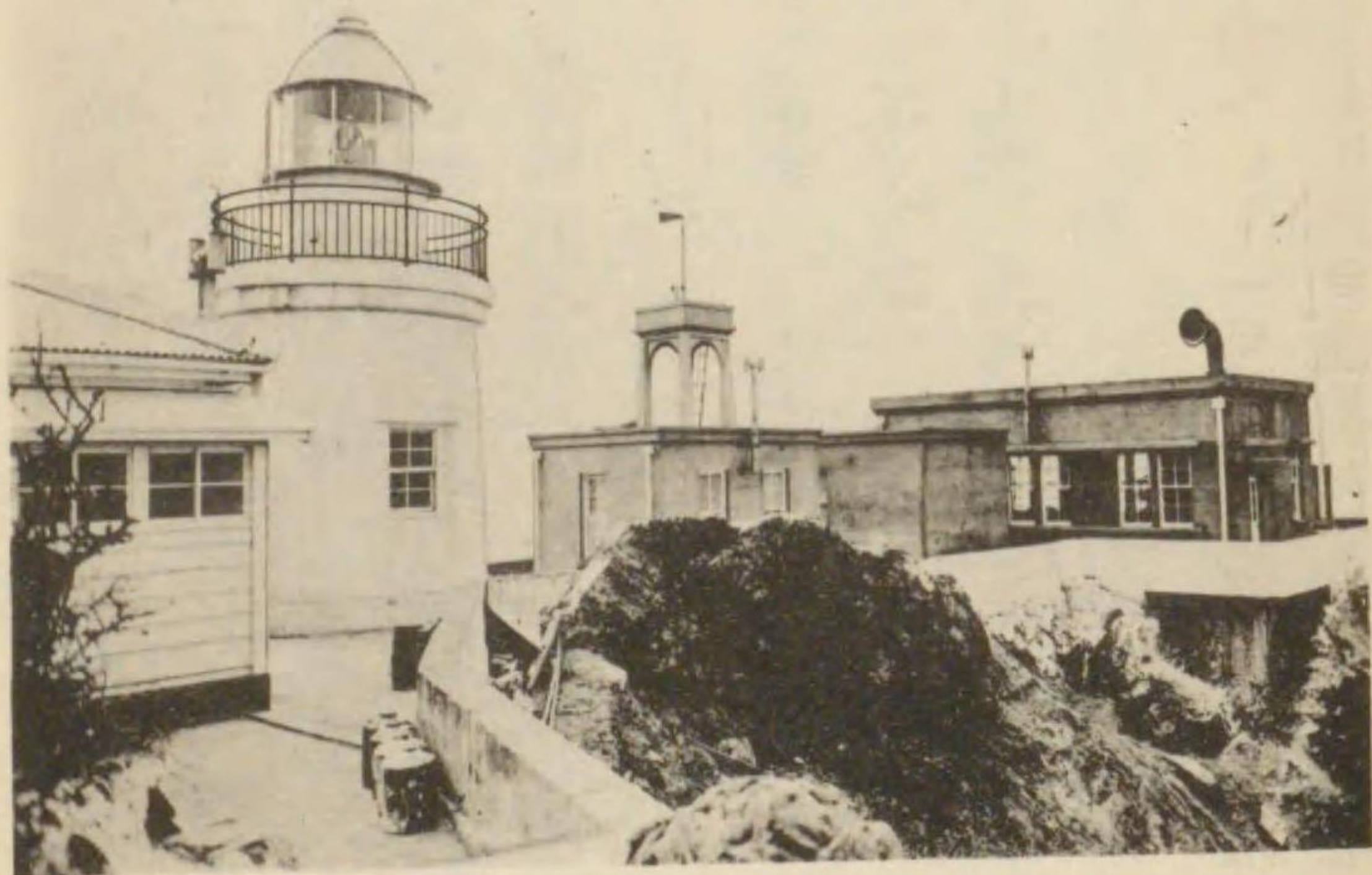


事用船舶並に技術員を韓國政府に提供して西南岸に於ける標識設置に便宜を與へたるのみならず、日本海軍に於ても進んで南岸及東岸に燈竿四箇所を建設し、以て韓國政府の計畫と相俟て標識の急設を圖りました。

明治三十九年度より五箇年間繼續事業として韓國政府は全沿岸に互りて標識施設に着手したる結果相當整備するに至りました。而して明治四十三年日韓併合成り諸般の施設は着々として改善せらるるに及び航路標識も亦逐年改良増設せられました。而して特に昭和八年度に於ては、朝鮮沿岸の海難原因を考慮し、霧信號の改善に意を拂ひ、其の設備の充實に努めたる結果、卯島燈臺を改築して霧信號を新設し、又厚浦港乙防波堤頭部、松台末、江口、丑山港の各燈竿、江口第一號、民野岩の各燈標及長安嶼挂燈浮標を新設しました外、者只島燈臺には羅針局を、小青島燈臺には自働無線方位信號を設置して何れも試験中であります。尙昭和八年十一月姉妹島燈臺に無線電信を新設し冬期間に於ける大同江の流水狀況を無線に依り放送しました。而して昭和九



清 津 燈 台



西 島 燈 台



年三月末現在に於ては燈臺六十九基、其の他の夜標八十六基、晝標百三十八基、霧信號二十四基、計三百十七基を算するに至りました。

然れども之を海岸線の割合より見るべきは、全標識に對して五十四杆に一基の割合を爲り、就中夜標に至りては百一十杆に對し一基の配置に過ぎず、之を歐洲諸國の海岸線四杆乃至十九杆に一基、支那の五十杆及内地の五十九杆に一基の割合なるに比較するべきは、朝鮮に於ける標識施設は、其の配置、内容ともに甚だしく劣勢に在ることを謂はなければなりません。

殊に朝鮮の沿岸たるや、西南岸の一帶は幾多の島嶼が碁布羅列し、加ふるに潮汐干満の差甚だしきことは世界に其の類例少く、従つて潮流急激なるのみならず、且全沿岸を通じて、春夏の候襲來する濃霧に至りては航海を困難ならしむること甚大にして、海難を惹起し、人命財産等の保全は到底期し得られない實情に在り、之が改良増設は洵に焦眉の問題でありますが、豫算の關係上一時に之が理想的完備は到底期し難

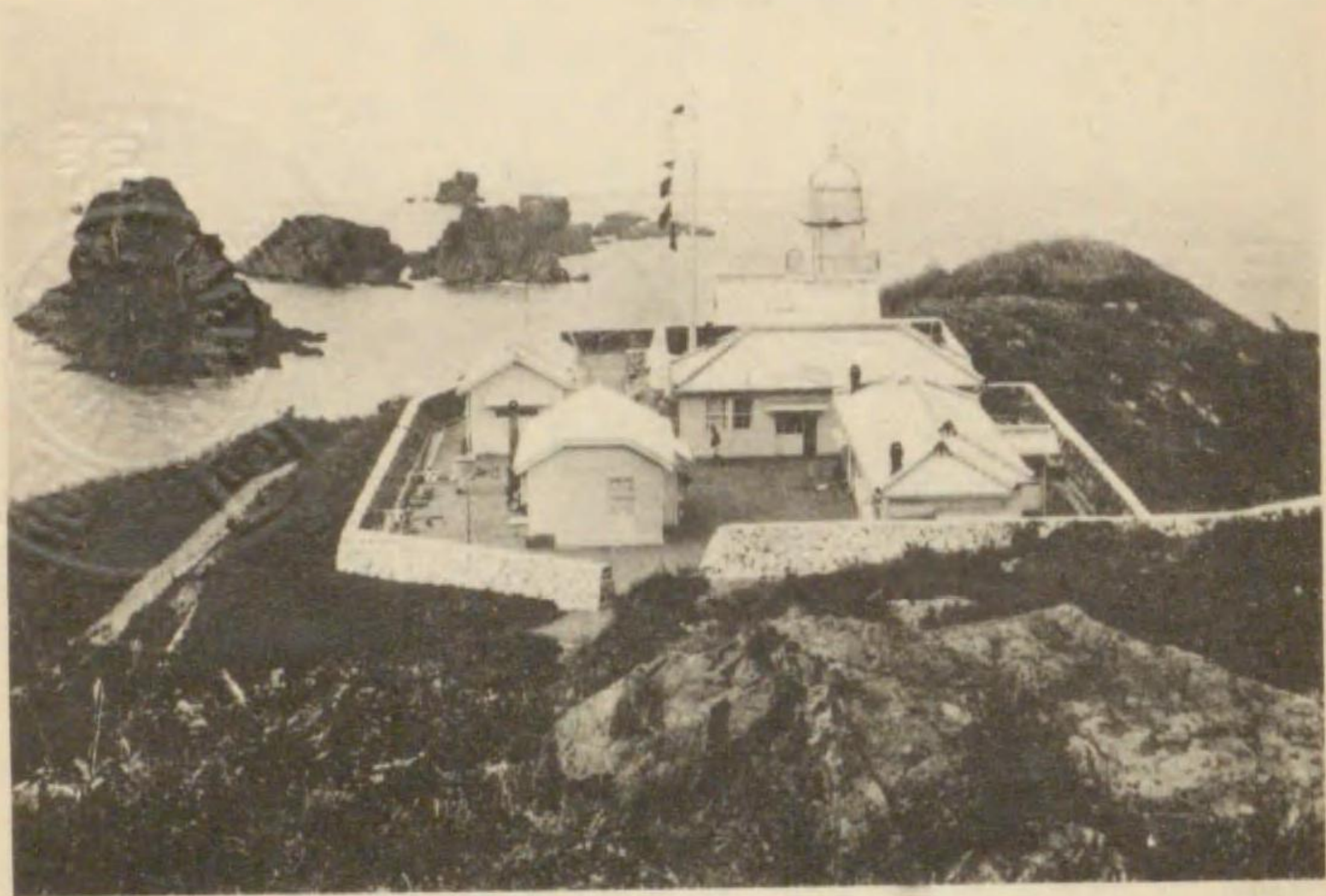


く、先づ最も緊急施設を要するを認むべきもの四十餘基の建設を企畫し、漸次實現に努めつつあります。

海員審判 朝鮮に於て初めて海員審判制度を實施したのは大正三年六月海事に關する諸法規の實施と同時に、其の職員は朝鮮總督府海員審判所官制の定むる所に依り所長一人、審判官六人、理事官二人、書記三人を以て定員とし、所長、審判官及理事官（審判官の内二人は朝鮮總督府判事の中より任命す）は何れも朝鮮總督府遞信官署高等官中より之を任命し書記も亦同判任官中より之を任命します。

審判組織は所長、審判官の内三人の列席合議を以て之を行ひ一審制度を採用して居ります。而して從來發生したる海難事故の主なるものは衝突、乗揚、接觸及汽機の損傷等が其の大部分を占め、多くは職務上の過怠に起因して居ります。

### 三 既往五箇年間の比較



黒山島燈台



楸子島燈標



今、最近五箇年間に於ける海運事業の發達消長の跡を表示して見るに左表の通りであります。

命令航路

年 度 別	線				路				計	使用船數	總噸數
	近海航路	沿岸航路	河川航路	寄港航路	近海航路	沿岸航路	河川航路	寄港航路			
昭和八年度末	九	二	二	四	二	二	二	四	七	七五隻	四八、四九九噸
昭和七年度末	九	二	二	四	二	二	四	七	七	七四	四七、〇四〇
昭和六年度末	八	三	二	四	二	二	四	七	七	七六	四四、八八〇
昭和五年度末	八	七	二	二	二	二	二	九	九	六八	三七、〇五八
昭和四年度末	八	八	三	二	二	二	二	二	二	一三三	三五、五九三

登簿船舶

海 事



年 度 別	汽 船		噸 數 帆 船		石 數 帆 船		計	
	船 數	總 噸 數	船 數	總 噸 數	船 數	總 噸 數	船 數	總 噸 數
昭和八年度末	三三三	五七、九三〇	七六六	二六、五七三	一	一、〇三二	一、〇三二	八四、四九三
昭和七年度末	三三六	五七、五二二	七六〇	二五、一六六	一	九六六	九六六	八三、六三八
昭和六年度末	二〇五	五二、三五八	七五〇	二五、一三八	一	九三三	九三三	七七、三九六
昭和五年度末	一九六	五三、九九八	六九二	二二、九八一	一	八八八	八八八	七六、九〇九
昭和四年度末	一八五	四七、一六一	六九四	二三、〇八三	一	八七九	八七九	七〇、二四四

不登簿船舶

年 度 別	汽 船		噸 數 帆 船		石 數 帆 船		計	
	船 數	總 噸 數	船 數	總 噸 數	船 數	總 噸 數	船 數	總 噸 數
昭和八年度末	三六四	三、六六六	八、七九三	八九、八〇七	一、一七九	一三、四五一	一〇、三三六	一〇五、九二四
昭和七年度末	二九二	二、八九三	七、五四三	七七、六〇五	一、八〇三	一六、二七四	九、六三八	九六、七七一

船 員

昭和六年度末	四〇一	四、五三八	七、〇五二	七、二三〇	二、一六八	三三、〇二八	九、六一一	一〇三、八三四
昭和五年度末	三六〇	四、〇三八	六、八一〇	八六、八五二	一、九三一	一九、二六九	九、一〇一	一〇、一四九
昭和四年度末	三八一	四、三七八	六、三五六	六九、六三九	二、四八四	三三、八〇六	九、三二二	九六、八二三

年 度 別	內 地 人	朝 鮮 人	外 國 人	計
昭和八年度末	二、六一二	三、九五五	七七	六、六四四
昭和七年度末	二、四九七	三、八〇六	九七	六、四〇〇
昭和六年度末	二、二〇九	三、七〇一	一〇九	六、〇一九
昭和五年度末	一、八一六	三、二五〇	九一	五、一五七
昭和四年度末	一、七九二	三、一三八	一〇三	五、〇三三

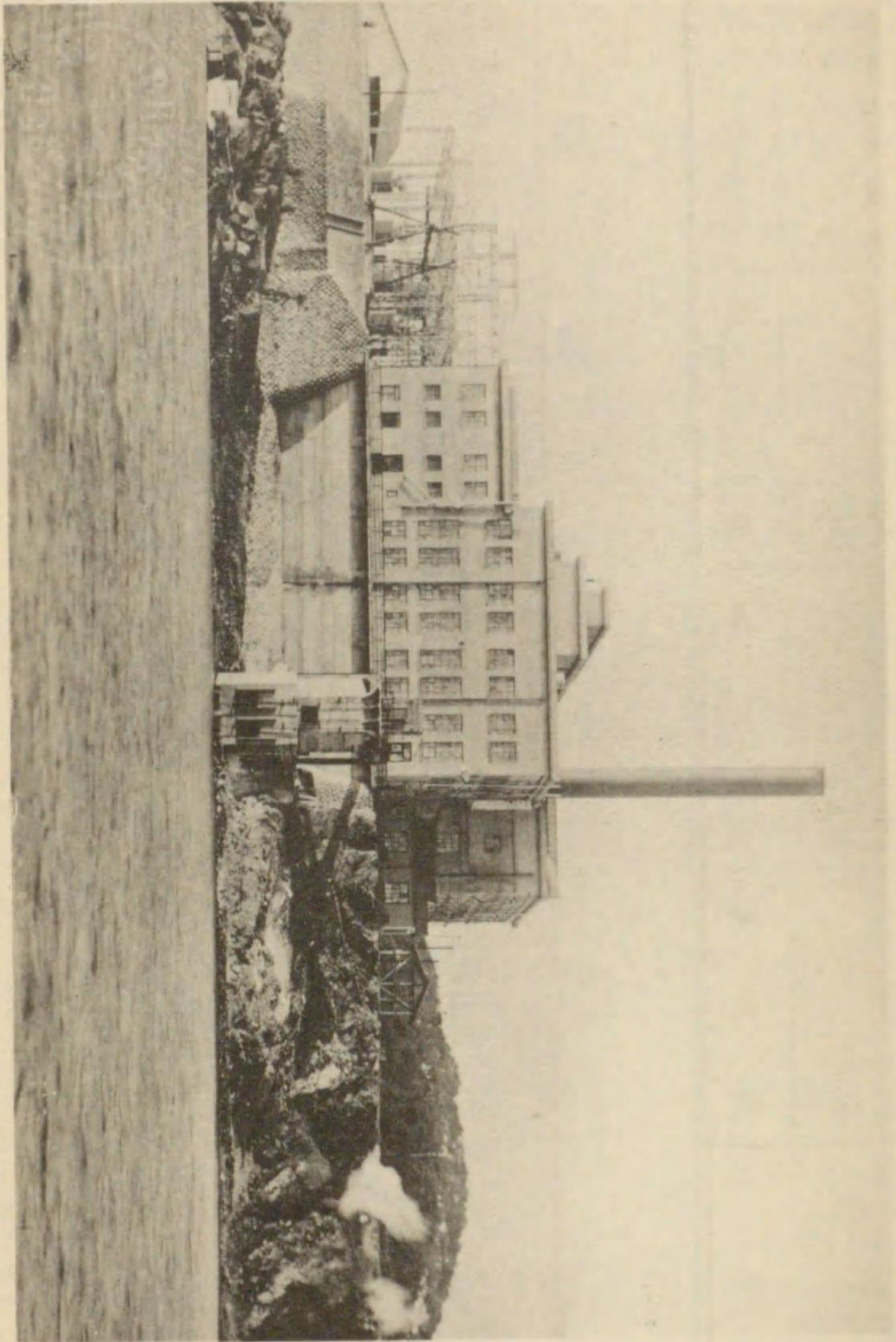


海技免狀受有者(船員中再掲)

年 度 別	内 地	朝 鮮	人	計
昭和八年度末	一、七五六	一、〇四二		二、七九八
昭和七年度末	一、六四六	九〇七		二、五五三
昭和六年度末	一、五四六	八八九		二、四三五
昭和五年度末	一、三五八	六二一		一、九七九
昭和四年度末	一、三五二	五二九		一、八八一

航 路 標 識

年 度 別	夜 標	霧 信 號	計
昭和八年度末	一五五	一三八	三二七
昭和七年度末	一四九	一三八	三一〇



京 城 電 氣 株 會 社 里 火 力 發 電 所



昭和六年度末	一三四	一一二	二二二	二六九
昭和五年度末	一三一	一一〇	二二三	二六三
昭和四年度末	一二七	一〇六	二二二	二五五

電 氣

一 電氣事業の沿革

朝鮮に於ける電氣事業は明治三十二年米國人コールブラン經營の韓城電氣會社（後漢美電氣會社と改む。京城電氣株式會社の前身）が韓國政府の特許を得て京城に軌道を敷設し、電氣鐵道事業を開始したるを濫賜とし、更に明治三十四年同會社に於て電燈事業を兼營するに及んで、始めて朝鮮に電燈の光を見るに至りました。併し此等は



何れも外國人の經營でありまして、本邦人の手に依つて創設せられたのは同三十九年に於ける仁川の電燈事業であります。

然るに當時は民度が低かつた爲其の發達も遅々として見るべきものがなかつたのであります。同四十三年日韓併合と共に百般の産業が興隆するに伴ひ、電氣事業を企畫する者も漸く多きを加へるに至り、更に歐洲大戰後の好況時代を迎へ、各種産業の躍進的發展と一般民度の著しき向上に伴ひ、電氣事業も大いに勃興し發達を遂ぐるに至りました。

併しながら從來は概ね小規模な火力發電所を擁して各地に分立してゐたのであります。が、數年前より漸次地方的に發電の集中化が行はれて配電統制の緒に就き、更に大規模な水力の開發を企畫する者も現はるるの狀態に立至りましたので、朝鮮に於ける電氣事業統制の根本方針を決定する爲、後に述べますやうに、朝鮮電氣事業調査會の諮問を経て電氣事業統制方策を確立すると共に、一方斯業の監督又は保護の十全を期

する爲、朝鮮電氣事業令の制定を見るに至つた次第であります。

## 二 電氣事業の概況

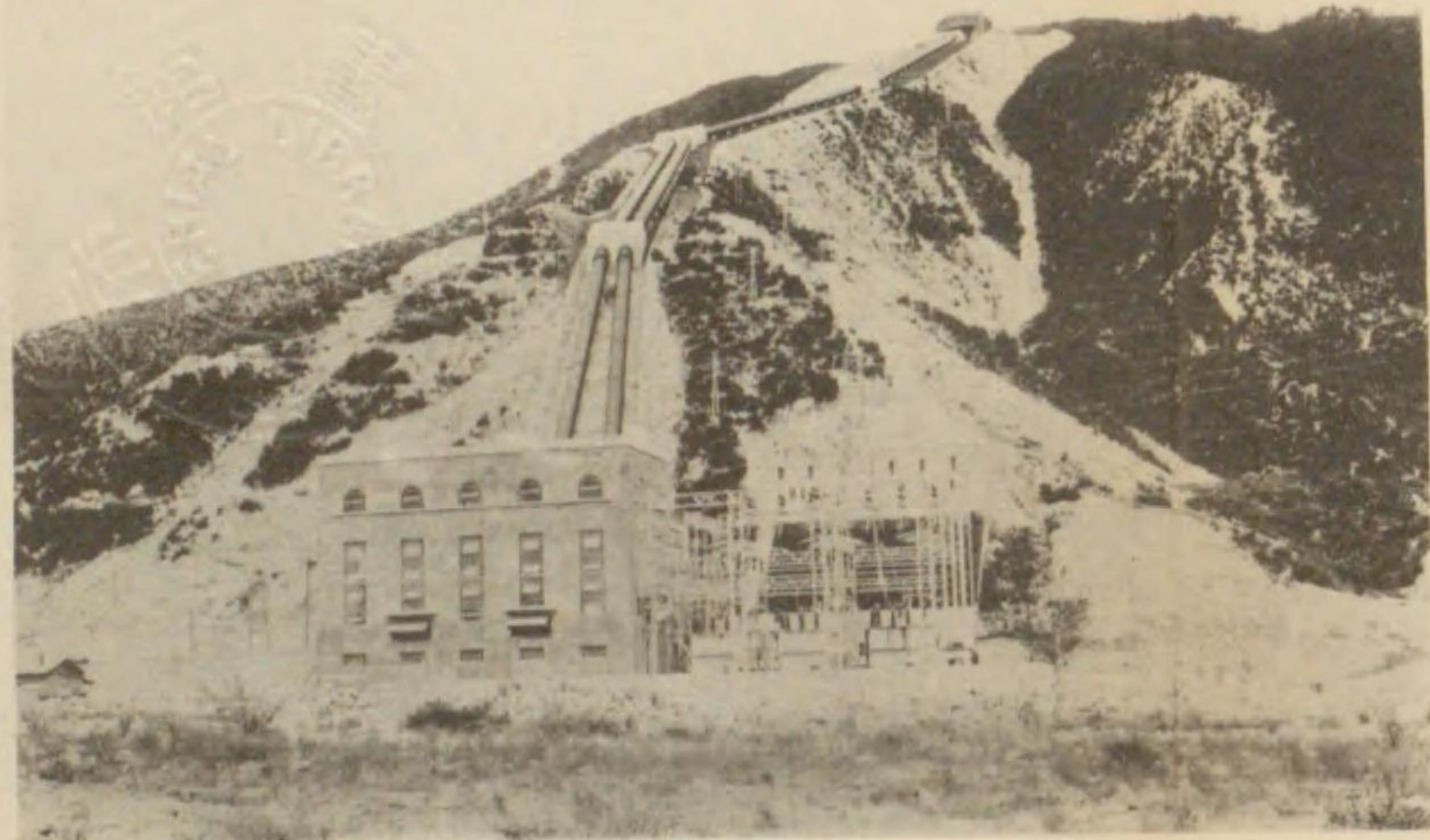
前述の如く電氣事業の發達は極めて軌近のことでありまして、其の發達の狀況を事業の規模、電氣普及の狀況より見るべきは、明治四十三年三月末に於ては事業者數營業用僅に三、其の資本金三百二十五萬圓、拂込資本金二百六十四萬九千八百圓、發電力千六十五「キロワット」、電燈數一萬五千八百十五燈を算するに過ぎず、電力の需要は皆無でありましたが、昭和九年三月末に於ては營業用實に五十八、資本金一億四千四百十九萬九千圓、拂込資本金一億五百四十一萬一千八百圓、發電力六十二萬七百二十七「キロワット」でありまして其の内營業を開始せるもの五十六、資本金一億二千四百十七萬九千圓、拂込資本金一億四十萬六千九百圓、發電力三十萬四千七「キロワット」、電燈數二百十五萬八千七百四十九燈に達し、主要都市は勿論相當の集團部落に



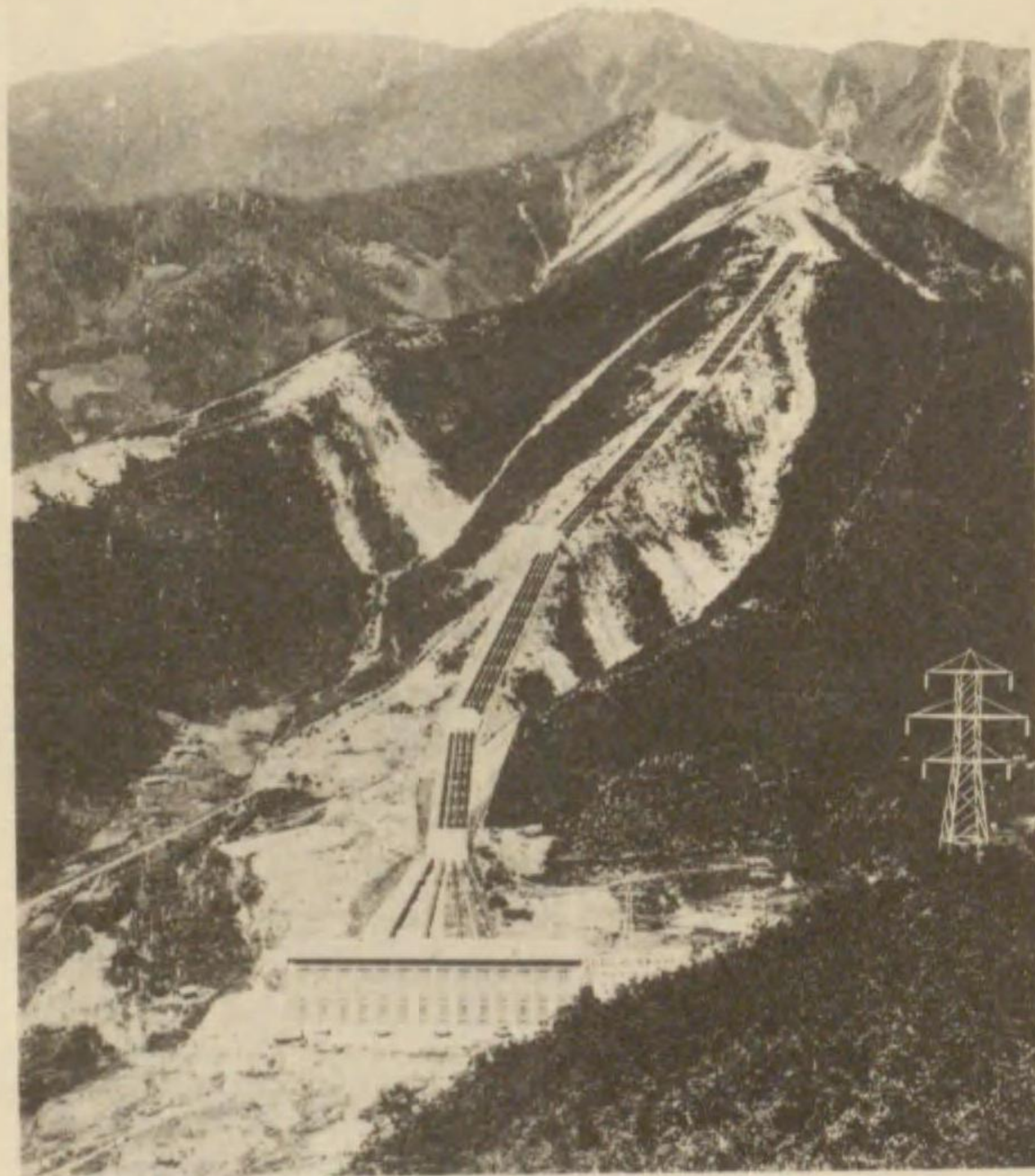




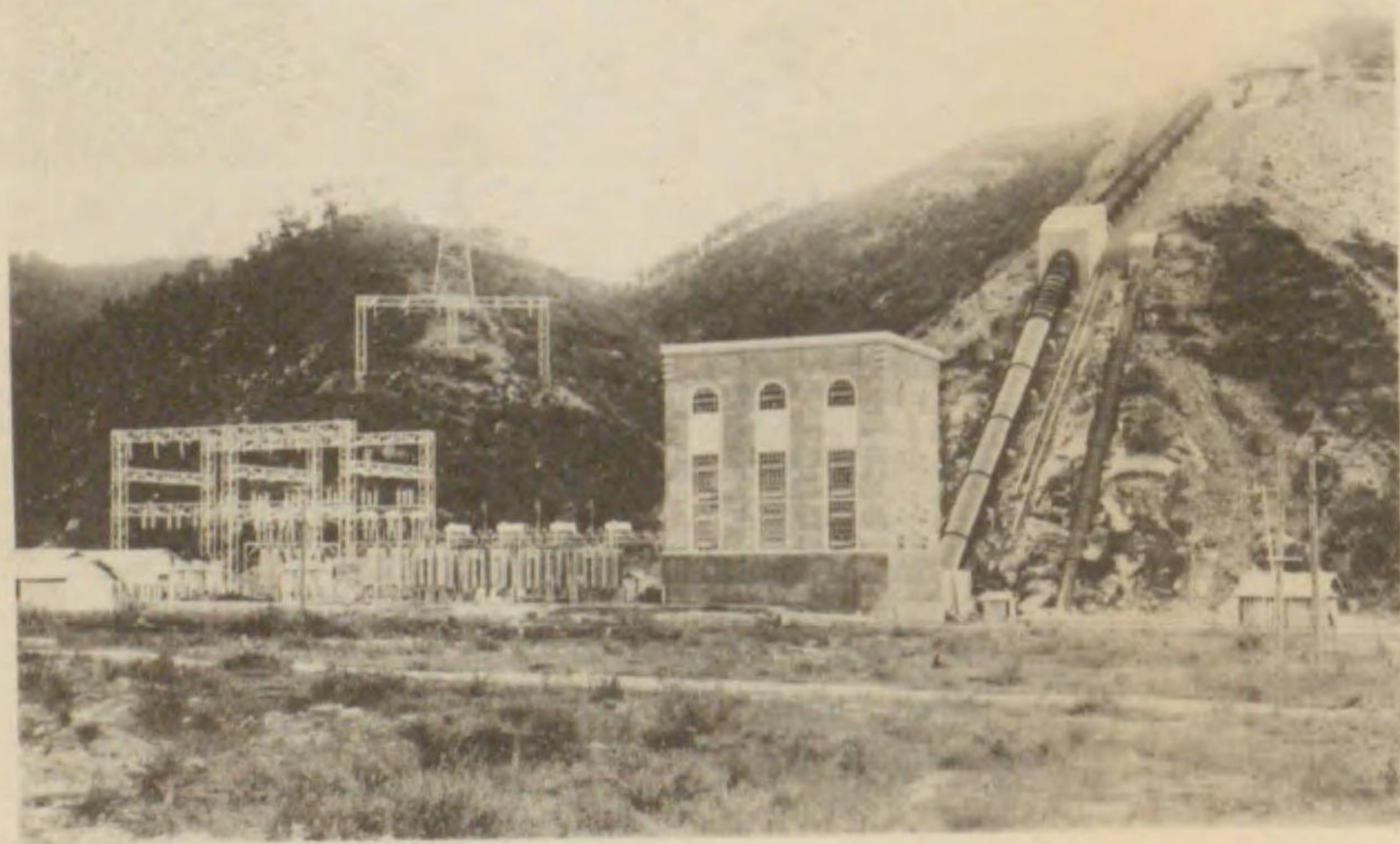
朝鮮素肥料株式會社水力發電所



第二發電所



第一發電所



第三發電所

第一發電所〔上右〕	第二發電所〔上左〕	第三發電所〔下〕
位 郡永高面松興里	位 郡永高面新豐里	位 郡永高面東興里
有效落差 七百七米	有效落差 二百十六米	有效落差 九十四米
最大使用水量 十八、三六立	最大使用水量 十八、三六立	最大使用水量 十八、三六立
發電力 十萬三千八百	發電力 三萬三千六百	發電力 一萬四千五百
建設費 四千萬圓	建設費 四百二十萬圓	建設費 三百七十萬圓

平壤府	金剛山電氣鐵道株式會社	朝鮮瓦斯電氣株式會社	京城電氣株式會社	京城本店	仁川支店	馬山支店	鎮海支店	水原支店
同	同	電燈、電力	同	電燈、電力	電燈、電力	同	同	同
投資額	11,000,000	6,000,000	18,000,000	18,000,000	18,000,000	18,000,000	18,000,000	18,000,000
資本金	7,800,000	3,200,000	11,100,000	11,100,000	11,100,000	11,100,000	11,100,000	11,100,000
受電力	受(未落成)油	受(未落成)油	受(未落成)油	受(未落成)油	受(未落成)油	受(未落成)油	受(未落成)油	受(未落成)油
K.W.	1,170	1,000	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
燈	1,170	1,000	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
需要家數	1,170	1,000	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100



朝鮮電氣株式會社	木浦電燈株式會社	南朝鮮電氣株式會社	大興電氣株式會社			大田電氣株式會社				元山水力電氣株式會社		
同	同	同	統營支店	光州支店	咸興支店	大邱支店	原州支店	忠州支店	清州支店	鳥致院支店	大田本店	電燈、電力
1,000,000	500,000	1,200,000	5,000,000			1,000,000				700,000		
875,000	500,000	1,125,000	2,120,000			875,000				540,000		
汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	汽	水
力	力	力	力	力	力	力	力	力	力	力	力	力
1,400	2,480	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
六三,九九〇	三九,一八八	101,101	七,七七一	五,一九四	四一,〇八〇	109,七八八	二,七七一	六,〇〇〇	一三,六六二	五,三四〇	三六,七三六	四八,七六八
九,一五三	四,九四七	15,127	1,711	九,一六五	七,二五〇	20,九九八	九三三	1,606	二,五五四	九四八	四,三三〇	八,四七五



事業者名	事業目的	資本金	資拂本金込	原動力	發電力	電燈數	電燈需要家數
新義州電氣株式會社	電燈、電力	八五〇,〇〇〇 円	四七五,〇〇〇 円	受重油	四,〇〇〇 KW	八〇,五六六 燈	一〇,一三五 戸
開城電氣株式會社	開城本店	三〇〇,〇〇〇	四三三,〇〇〇	受重油	一,三〇〇	六,五五〇	一,三三七
會寧電氣株式會社	會寧本店	一五〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇	受重油	一,〇〇〇	一八,五六九	五,五六六
西鮮合同電氣株式會社	同	七,七三三,〇〇〇	二,三六一,九〇〇	受重油	一,〇〇〇	六,九七二	二,〇八五
麗水電氣株式會社	同	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	受重油	一,〇〇〇	一,六六七	二,九三七
兼二浦邑	同	—	—	受重油	—	—	—
公州電氣株式會社	同	一〇〇,〇〇〇	一三三,〇〇〇	受重油	一,〇〇〇	五,〇四八	一,一五九
惠山鎮電氣株式會社	同	一〇〇,〇〇〇	一三三,〇〇〇	受重油	一,〇〇〇	八三,〇八五	一八,四六六
城津電氣株式會社	同	—	—	受重油	—	—	—
端川支店	同	—	—	受重油	—	—	—
吉州支店	同	—	—	受重油	—	—	—

事業者名	事業目的	資本金	資拂本金込	原動力	發電力	電燈數	電燈需要家數
蔚山電氣株式會社	同	一〇〇,〇〇〇	一〇五,七〇〇	受重油	一〇〇	四,八八一	一,三九〇
慶州電氣株式會社	同	一〇〇,〇〇〇	一一一,一〇〇	受重油	一〇〇	三,四〇三	九三三
天安電燈株式會社	同	五〇〇,〇〇〇	一一一,〇〇〇	受重油	三〇	五,一八六	一,一六八
雄基電氣株式會社	同	一,〇〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	受重油	四,〇〇〇	一一,九七九	四,〇七二
江界電氣株式會社	同	一五〇,〇〇〇	九〇,〇〇〇	受重油	一〇〇	三,九四二	五八九
春川電氣株式會社	同	六七,〇〇〇	六七,〇〇〇	受重油	一〇〇	六,一九七	一,一五五
河東電氣株式會社	同	一〇〇,〇〇〇	一一五,〇〇〇	受重油	二〇	一,四三三	三八二
順天電氣株式會社	同	一一〇,〇〇〇	七〇,四〇〇	受重油	一四〇	五,三九九	一,一一一
固城電氣株式會社	同	一〇〇,〇〇〇	一一一,〇〇〇	受重油	一〇〇	一,一七八	三九四
安東電氣株式會社	同	一〇〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	受重油	一〇〇	二,八九六	七一一
濟州電氣株式會社	同	一〇〇,〇〇〇	三三,〇〇〇	受重油	一〇〇	一,二〇〇	八〇九
筏橋電氣株式會社	同	五〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	受重油	五〇	一,四三〇	三三三
城南電燈株式會社	同	一〇〇,〇〇〇	四三,三七五	受重油	一〇〇	一,三三六	四三八
北青電燈株式會社	同	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	受重油	一〇〇	六,六四四	一,九五四
溫陽電氣株式會社	同	五〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	受重油	一〇〇	三,〇四四	四〇四



事業者名	事業目的	資本金	資拂本金込	原動力	發電力	電燈數	需要家數
甘浦電氣株式會社	電燈、電力	80,000 円	24,800 円	重油	2.8 K.W.	1,308 燈	284 戸
九龍浦電氣株式會社	同	100,000	27,000	重油	3.0	1,119	304
忠南電氣株式會社	同	100,000	9,000	受重油	3.0	3,374	936
盈德電氣株式會社	同	100,000	40,000	重油	3.0	2,218	467
江陵電氣株式會社	同	100,000	75,000	重油	10.1	4,309	1,018
朝鮮窒素肥料株式會社	同	20,000,000	20,000,000	汽水	101.5 K.W.	16,765	3,601
瑞山電氣株式會社	同	50,000	35,000	重油	3.0	793	324
昭和電氣株式會社	同	200,000	135,000	重油	11.0	2,963	967
長興電氣株式會社	同	50,000	33,000	受電力	1.0	1,491	353
平澤電氣株式會社	同	100,000	50,000	受電力	1.0	2,193	89
大川電氣株式會社	同	20,000	30,000	重油	2.0	938	331
羅老島電氣株式會社	同	20,000	15,000	重油	1.6	799	136
北鮮電力株式會社	同	200,000	135,000	水	200	30	17
茂山電氣株式會社	同	100,000	35,000	重油	3.0	1,454	371

未開業の分

事業者名	事業目的	資本金	拂込資本金	原動力	發電力
巨濟電氣株式會社	同	100,000	35,000	重油	1.6 K.W.
寶城電氣株式會社	同	100,000	30,000	重油	1.5 K.W.
咸南電氣株式會社	同	100,000	75,000	重油	1.5 K.W.
南朝鮮水力電氣株式會社	同	2,000,000	1,135,000	水	5.1 K.W.
咸安電氣株式會社	同	75,000	18,750	受電力	8.1
利長電氣株式會社	同	100,000	99,875	受電力	3,609
莞島電氣株式會社	同	200,000	22,000	重油	1,119
長淵電氣株式會社	同	100,000	25,000	重油	1,045
合計	同	5,124,179,000	100,406,800	既設 未落成 受電力	293,416.8 2,790 4,800 3,004,006.8

長津江水電株式會社	一般電力ノ供給、 電氣製練及電氣化 學工業	10,000,000 円	5,000,000 円	水力(未落成)	36 K.W.
-----------	-----------------------------	--------------	-------------	---------	---------



事業名	事業目的	資本金	拂込資本金	原動力	發電力
新設電氣株式會社	電燈、電力	10,000,000 円	5,000,000 円	重油力(未落成)	K.W. 30
合 計	二	10,000,000	5,000,000		316,000

發電水力 朝鮮に於ける發電水力の調査は、第一回は明治四十四年度から三箇年の繼續事業とし朝鮮内の主要河川に就て之を行ひ、第二回は大正十一年度から五箇年の繼續事業として前回に於て調査未済の河川は勿論調査済の河川に就ても更に永年に互つて精密なる流量の實例に基いて之を行つたのでありますが、事業の途次種々の事情に依り漸く昭和四年度を以て一先之が調査を完了したのであります。

併しながら發電水力の合理的且經濟的開發を期する爲には、之が根源たる河川流量の變化を常に調査攻究するに必要であつて、現在に於ては、十箇所の水位觀測所及二十一箇所の雨量觀測所に於て實測作業及觀測を繼續し、絶えず水力原簿を修整して以て各水力地點の補整を行つてゐるものであります。

而して調査の結果に依れば、現在朝鮮に於ける水力地點は百四十六箇所、其の發電力は約二百三十七萬「キロワット」であつて、其の内十七箇所、約五十四萬「キロワット」(昭和九年五月十五日現在)は既に許可になつてゐますから未許可のものは百二十九箇所、約百八十四萬「キロワット」であります。

次に朝鮮に於ける降水量は、北鮮國境に面する一部地方の六〇〇耗を除き他は概ね一〇〇〇耗乃至一四〇〇耗前後を示し、全鮮平均量は敢て尠くないのでありますが、季節的分布が不良なる爲河川流量の變化甚だしく、冬季の如きは水源が結氷するに共河水も枯渴するのが常態でありますから、廣く内地に於て採用せられて居る水路式發電方法に依る開發は經濟的に有利ならざるものが多いのであります。併しながら次に述ぶるが如き朝鮮に於ける特殊の地形は貯水池式發電に最も好都合でありまして、上述せる降雨の季節的缺陷を償ふものであります。即ち日本海側に偏して脊梁山脈が縦走し、其の東側は急斜を爲すに反し、西側は一般に緩傾斜であつて大河が多いのであ



ります。依つて此の特殊地勢を利用し、西側河川の上流部に於て貯水池を造り、之を東海岸地方に導くときは高落差に依り極めて有利に發電するここが出来るのであります。尙其の他大河川の中流部に於て大貯水池を造り低落差利用の發電を行ふことも出来るのであります。此の貯水池式發電方法に依るものが全鮮總發電力の九割餘を占め、朝鮮に於ける水力發電の特色を爲して居るのであります。

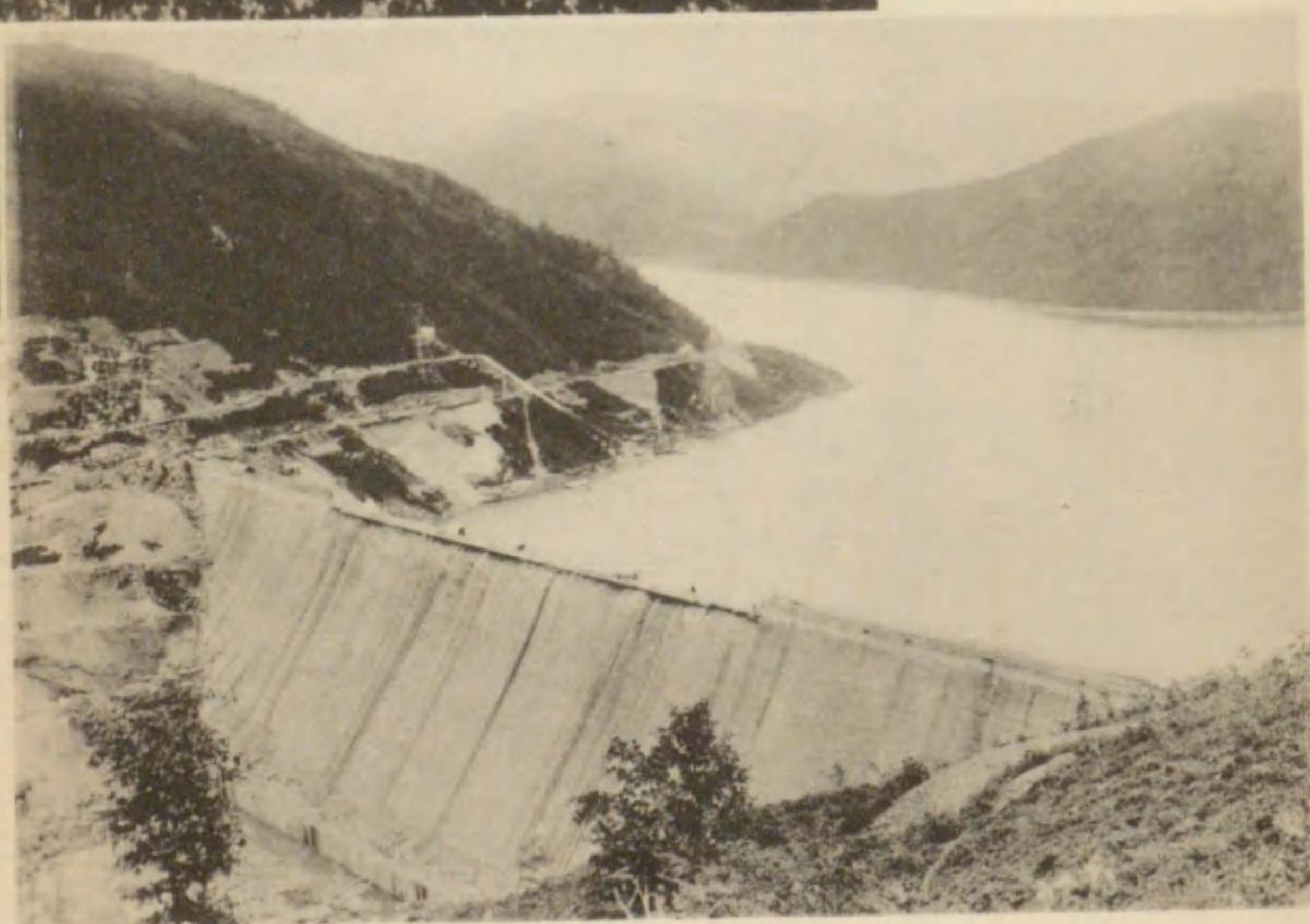
電力統制方策の確立と其の實施 以上の如く電氣事業の發達は、近時小規模なる火力發電に依る孤立的企業たるの域を脱して、漸次地方的統一が行はれやうとする趨勢に鑑み、且一方水力調査の結果、朝鮮には有望なる水力が少くないことが明か爲り、而も此等は大部分未開發の状態にありますので、其の合理的開發を圖り、之を根基として全鮮に亙る統一的設備組織を企畫實現し以て設備の重複、不經濟な投資等に基く經營上の混亂を豫防し、事業の健全な發達を招來する方途を講ずるの緊要であることが認められて來ました。



朝鮮窒素肥料株式會社貯水池及堰堤



貯水池



堰堤

貯水池〔上〕	堰堤〔下〕
湛水面積 二十四平方	位置 咸鏡南道新興
周 圍 七十二	里 郡東上面漢岱
有效貯水量 四億六千八百	高 八十米
萬立方	長 四百米
有效水深 二十七米	基底ノ幅 五十四米
海 拔 千二百二十五	構造 「コンクリート」重方式
米	工事費 六百三十萬圓

め、朝鮮に於ける水力發電の特色を爲して居るのであります。  
 電力統制方策の確立と其の實施 以上の如く電氣事業の發達は、近時小規模なる火力發電に依る孤立的企業たるの域を脱して、漸次地方的統一が行はれやうとする趨勢に鑑み、且一方水力調査の結果、朝鮮には有望なる水力が少くないことが明か爲り、而も此等は大部分未開發の状態にありますので、其の合理的開發を圖り、之を根基として全鮮に亙る統一的設備組織を企畫實現し以て設備の重複、不經濟な投資等に基く經營上の混亂を豫防し、事業の健全な發達を招來する方途を講ずるの緊要であることが認められて來ました。



茲に於て、電氣事業の統制に關し調査を遂げ、朝鮮電氣事業調査會の諮問を経て、昭和六年十二月、將來建設される主なる發電所及送電線路の規準を爲す所の發電計畫及送電網計畫を定め、且發電、送電及配電の電氣事業の各部門に付て、夫々依らしむべき企業形態其他統制の方策を決定したのであります。

右の内配電に付ては、需要の分布状態や發電所との地理的關係等より考察して、全鮮を數箇の配電區域に區劃し、其の地域内で現に分立してゐる事業を、漸次統制したる上、民營に依つて、配電網の完成を期し、益々電氣の普及を圖る方針であります。近時配電の統制は着々進み、昭和九年一月には、平壤を中心として其の附近平安北道、平安南道及黃海道の三道に亙る電氣事業者の大合同を見るに至りました。

次に電力統制の中心を爲す出力約三十萬「キロワット」の鴨綠江水系の長津江水力は、昭和八年四月、長津江水電株式會社に許可せられました。同社は昭和八年十二月既に工事に着手し、第一期工事である出力約十一萬「キロワット」の第一發電所は昭



和十一年頃、完成の豫定であります。尙此の長津江水力の發生電力を平壤及京城方面に輸送する送電線路は、上述の送電網計畫に所謂送電幹線であります。右の送電事業は、昭和九年四月、朝鮮送電株式會社に許可せられ、同社では第一期事業として、昭和十年十月迄に、長津江水力發電所、平壤間亘長約二百軒の十五萬四千「ヴォルト」送電線路を建設し、第二次事業として、昭和十一年十月迄に、平壤、京城間亘長約二百軒の十五萬四千「ヴォルト」送電線路を完成する豫定であります。斯の如くにして、發電事業、送電事業及配電事業の全般に亘り、朝鮮の電氣事業は着々全鮮的統制の實を擧げて居るのであります。

朝鮮電氣事業令の制定 電氣事業取締規則は明治四十四年三月制定せられたるものであります。近時事業が顯著なる發達の過程を辿り、他面對社會關係の益々複雑に爲つて來ました爲、斯業に對する監督又は保護の法規として、十全を期するここが出來ないに謂ふ實狀に至りましたので、電力統制方策確立と相俟つて、斯業の公企業た

る法則體系を整備する爲、昭和七年二月十七日附制令第一號を以て、朝鮮電氣事業令が發布せられ、朝鮮電氣事業令施行規則、朝鮮電氣工作物規程、朝鮮電氣事業會計規程其の他の附屬法規と共に、昭和八年十一月一日より實施せられました。

朝鮮電氣事業令は、第一、電力統制の確保促進を圖ること、第二、事業の獨占性に基因して生ずるの虞ある弊害を豫防し、其の社會的公企業たるの機能を發揮せしめるやう監督力の擴張充實を圖ること、第三、事業の公共性に鑑み、之が保護助長の方途を圖ることを眼目として制定せられ、朝鮮電氣事業令施行規則は本令の趣旨に依り之が細目を明にしたものであります。尙朝鮮電氣工作物規程は電氣工作物施設に關する詳細なる基準を明にし、朝鮮電氣事業會計規程は、電氣事業計理の基準を定めたものであります。

電氣計器の檢定 電氣利用が一般に普及し、其の取引も次第に複雑になつて來ましたので、正確を期する爲、之が檢定を爲すことを爲り、大正十二年朝鮮電氣測定令の



公布を見、同年十月施行規則を制定して翌十一月十六日から計器の検定を開始しました。其の當時から昭和九年三月末迄の検定取扱数は七萬百箇、内合格数は六萬八千三百二十八箇で、検定手数料は二十二萬五千六百四十五圓に上つて居ります。

### 三 既往五箇年間の比較

最近五箇年間に於ける營業用電氣事業の發達の跡を示せば概略左の通であります。  
營業用電氣事業 (未開業を含む)

年 度 別	事業者數	資 本 金	拂込資本金	發 電 力	電 燈 數	需 要 家 數
昭和八年度末	六	一四、一九、〇〇〇 円	一〇、四一、八〇〇 円	六三〇、五三三 K.W.	二、一八八、七四九 燈	三三八、三三三 戸
昭和七年度末	九〇	一一、二九、三〇六	九、九八、八八六	二九六、三三七	一、九六一、二二六	二九〇、六五四
昭和六年度末	九三	三三、〇〇、〇〇〇	九、三六一、八八八	四六一、六四七	一、七八〇、四七七	二七五、〇九四
昭和五年度末	八八	一五、二二、〇〇〇	六、一〇四、〇一一	四六六、三四一	一、六九七、〇一七	二七三、八〇〇
昭和四年度末	八五	一〇、三三、六五、〇〇〇	六、三三、七〇一、四〇〇	四六六、〇〇〇	一、五三七、〇九五	一九三、九〇〇

## 瓦 斯

朝鮮に於ける瓦斯事業者數は、京城及釜山に於て何れも電氣事業者の兼營に係るものあるのみで、昭和八年度中に於ける瓦斯發生容量は六百二十八萬八千四百八十六立方米であります。

### 歳 入 歳 出

#### 一 遞 信 歳 計

昭和八年度に於ける遞信局主管の朝鮮總督府特別會計歳入歳出額は

歳 入	歳 出
經常部 通信事業收入 一五、七三四、九〇五圓 其他の收入 四四、七七六圓 瓦 斯	瓦 斯



歳出計	一五、七七九、六八一圓
經常部	一一、九三〇、三九一圓
通信事業費	三八九、四九〇圓
國庫金取扱費	九一、九三四圓
電氣監督費	五三、四六一圓
航空監督費	一三〇、八八九圓
海務費	四四七、三六七圓
航路標識費	一三、〇四三、五三二圓
臨時部	六九二、七三二圓
航空監督費	七六、七七一圓

警備電話營繕費 一三、三九九圓  
 海務費 八四〇、九七六圓  
 航路標識費 九六、〇八三圓  
 合計 一、七一九、九六二圓  
 合計 一四、七六三、四九四圓

でありまして、更に之を通信事業のみに付て最近五箇年間の收支關係を表示して見れば左の通であります。

年 度 別 年 度	歳 入	經常歳出	歳出に比し歳入の過不足	歳入百圓に對する經常歳出割合	臨時歳出
昭和八年	一五、七三四、九〇五圓	一一、九三〇、三九一圓	三、八〇四、五一四圓	七五・八二一	六九二、七三二圓
昭和七年	一四、三九三、四九九圓	一一、五三九、八〇四圓	二、八五三、六九五圓	八〇・一七四	六三一、五三一圓
昭和六年	一三、九九九、五〇二圓	一一、二八五、八七四圓	二、七一三、六二八圓	八〇・六一六	五六二、一三五圓
昭和五年	一四、〇〇六、四七〇圓	一一、六四〇、〇七〇圓	二、三六六、四〇〇圓	八三・一〇五	〇一九、五二二圓
昭和四年	一四、四〇九、三一三圓	一一、九五九、一四五圓	二、四五〇、一六八圓	八二・九九五	四九五、四八八圓

(△は不足額を示す)



二 保險歲計

昭和八年度に於ける朝鮮簡易生命保險特別會計歲入歲出額は

歲入	五、七八〇、二一五圓
保險料	三、八七、六五一圓
その他の收入	六、一六七、八六六圓
計	
歲出	二、五五四、一九三圓

でありまして差引過剩額は之を積立金に編入したものであります。其の積立金左はの通であります。

積立金編入額 三、六一三、六七三圓

昭和九年九月八日印刷  
昭和九年九月十日發行

朝鮮總督府遞信局

京城府蓬萊町三丁目六二番地

印刷所 朝鮮印刷株式會社



同治九年六月十日

廣東省城西關

廣東省城西關



569  
182



